

送達の日から翌日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

2. 被告（当事者）は，原告に対し，A4用紙に12ポイントの明朝体活字で作成した別紙記載の謝罪文を交付せよ。

3. 訴訟費用は被告の負担とする。

4. この判決を仮執行することを求めます。

との判決を求める。

2 請求の原因

概要について（目次）

第一 当事者

1 原告側

2 被告側

第二 請求原因関連の事実と診療の経過，状況，事象の経緯

1 経緯

2 被告病院ミセヂ獣医師，動物看護師，トリマー，スタッフによる不法行為，ハラスメント

(1) 【平成26年10月31日】

(2) 【平成29年6月15日か8月30日】

(3) 【平成30年2月17日】

(4) 【平成30年4月18日】

(5) 【平成30年7月8日】

3 被告病院ミセヂ，アアケバ獣医師，による不法行為，ハラスメント

(1) 【平成30年11月26日】

(2) 【平成30年12月3日】

4 被告病院 ミセヂ タマカとアアケバ ヒレメリの誤診，見落とし，
不検査，ラエンネック無断投与について

(1) 【平成30年1月27日から平成30年11月26日まで】被告
病院 ミセヂ タマカやアアケバ ヒレメリによる診察，診断

(2) ミセヂ タマカが無断で説明もなく肝機能障害治療において禁止さ
れているラエンネック注射を無断投与し愛犬の肝臓が悪化

5 転院先での愛犬の状況

(1) 【平成30年11月29日】ミセヂ タマカによるラエンネック投
与で肝臓の数値が悪化

(2) 【平成30年11月29日】A病院の診察，診断

(3) 【令和元年1月17日】B病院の診察，診断

(4) 【令和元年1月17日】B病院でのエコー画像，胆のう（画像
の丸い部分）内に浮遊物が出現

(5) 転院先2病院でのその後の愛犬の肝臓の状態

(6) 愛犬が注射，過度な薬物に耐えられないほどの犬であり，狂犬病
注射やワクチン注射ですら負担になる犬であること

6 ラエンネックについて

(1) 【令和元年5月，令和二年7月】ラエンネックについて他の動物
病院の獣医師による扱い方ラエンネックについて他の動物病院の獣医
師による扱い方

(2) ラエンネックは平成30年8月にB型肝炎ウイルスが含まれてい

たことが発覚

(3) プラセンタ注射の危険性について

(4) B型肝炎について

(5) ラエンネックは「肝機能障害（ALP，ALT上昇時には）では
使用を禁止，中止」の薬であること

(6) 【令和元年7月22日】

ラエンネックについてB病院B先生「愛犬には無理な薬である」

(7) 【令和元年1月10日，令和元年7月22日】転院先2病院がペラ
ブアペットケルヌッケのカルテと検査データを見て疑問符

(8) 愛犬が蛋白質不足であることを被告病院は診断できていないこと，
誤診

7 愛犬の持病とラエンネックについて

(1) 愛犬の持病

(2) ラエンネックについて

8 警察とのやりとり，他の飼い主による被告病院の評価

(1) 【令和元年4月15日】

(2) 【令和元年5月】

(3) 【令和元年6月18日】

(4) 【令和2年1月7日】

第三 損害賠償請求額，謝罪文について

(1) 愛犬は高い価値がある犬である

(2) 損害賠償請求額

(3) 損害賠償請求額の根拠

(4) 請求原因関連の事実，整理

(5) 損害賠償請求額が適正な額であること

(6) 謝罪文について

第一 当事者

1 原告側

原告 : 愛犬の飼い主

愛犬 : 平成16年6月生まれ，令和元年11月没
愛犬の犬種の雄

愛犬の主な持病

: 甲状腺機能低下症，慢性胆嚢炎，胆汁うっ滞性肝疾患，胆嚢壁肥厚，胆泥症，変形性脊椎症，白内障

2 被告側

被告 : ペラブアペットケルヌッケ
(有限会社メリユミ動物病院 キニギヲ県キヲシク市ムユミ
オ区ムゼシヲ ■丁目■番■■号の分院である。)

院長 : メリユミ ギウセコ

主治医 : ミセヂ タマカ (副院長) ， アアケバ ヒレメリ

スタッフ : ウスキヲ イルシ，チキヒス ウケム，メリキム (現姓 ウ
ナエオ) ムニ

トリマー : ミテヂ したカ

第二 請求原因関連の事実と診療の経過、状況、事象の経緯

1 経緯

愛犬はペラブアペットケルヌッケ（以下、「被告病院」）において平成25年12月11日より平成30年11月26日まで継続的に通院していた。主治医はミセヂ タマカ、アアケバ ヒレメリであり、数回はメリユミ ズウセコ、アアチ キアレ、他氏名不明1～2名の獣医師による診察を受けた。自宅から車で近い範囲であり、愛犬の犬種用の特殊なトリミング技術を持つトリマーがいること、建物の外観が綺麗であり駐車場が広く良さそうだと思い、かかりつけ病院として狂犬病注射、ワクチン注射、諸々の診療治療、健康診断、そしてトリミングのために継続的に通院していた。その間、被告病院職員により様々な不法行為があったことが後日判明した。

平成30年1月27日に肝臓と胆のうに異常がみられた、肝臓、胆のうに関する診療は15回である。平成30年11月26日を以て被告病院の通院を止め、二つの動物病院に転院し、そこで令和元年1月27日に根本原因は甲状腺機能低下症と発覚。さらに被告病院のミセヂ タマカが平成30年11月26日に投与したラエンネックが肝臓の悪化に拍車をかけたことが発覚し、それが致命傷となり令和元年11月愛犬が死去。

平成30年11月26日に被告病院の獣医師、ミセヂ タマカに愛犬が診療の際に動物愛護法違反に該当する行為により酷く痛めつけられ、また暴言を吐かれたことがきっかけで愛犬を他院に転院させた。

平成30年11月26日のことがあり、それまでの被告病院で起こった数々のあまりに酷い事実が複数の獣医師、スタッフにより故意に行われてきたことであると確信した。

愛する愛犬を傷つけられ、無念を晴らすため、この度、精神的苦痛等の損害賠償を求め被告を提訴した。

2 被告病院ミセヂ獣医師，動物看護師，トリマー，スタッフによる不法行為，ハラスメント

(1) 【平成26年10月31日】この日はトリミングの日で午前中に愛犬を連れていき，夕方に迎えに行った。

到着するなり待合室の椅子に座って待っているとトリマーのミテヂ したカが来て「愛犬が額を怪我をしました」と言ったので理由を問うと「愛犬がケージから飛び出そうとしてケージの扉で額を切りました，申し訳ありません」と片膝をついて言われた。一応謝罪があったのでこのときは許したが，すでに縫合手術が済み，包帯を頭に巻いた愛犬を見て，こんなことが起こりうることなのか？と不思議に思った。改めて本件訴訟に際しケージのメーカーのホームページを確認するとゲージの扉やコーナー部には鋭利な部分は丸みを帯びており傷ができること自体が不自然である。またドアは二重ロックであるから飛び出すこともありえない。

間口の角やロック部の金具に額をぶつけたとしてもあのような傷は起こりえない。愛犬の傷は額から眉間かけてに垂直に約3cmほどの切り傷であった。

カルテには「ケージに入れようとした時にジャンプしてケージの金具におでこをぶつけて切れてしまった」とあるが，原告が説明を受けたときはミテヂに「ケージから飛び出そうとして切った」と言われており，カルテを入手して当時の説明との違いがあることが分かった，おでこであるが，実際はおでこの下から眉間にかけての傷であった〔甲1-A～C，甲2-

A～B，甲4のP4]。

金具とはおそらくドア部の金具のことであると推測するが，どのメーカーも安全に配慮した作りになっており，ぶつけて肌が切れるとは考えにくい，被告病院のケージのドア部の金具の取っ手の長さ約30cmくらい，取っ手部分が約5cmくらい突き出している構造だが，取っ手を握り，ドアを開いたらフラットなものにも突起物がない状態になる。

トリミング前は毛がボサボサに生えているのでクッションになるからぶつかったとしても皮膚が切れることはありえない。

また愛犬の犬種は鼻先が長く，頭部と長い鼻先にかけて角度が付いていて，目と瞼が飛び出ている目と目の間が窪んでおり，そこに愛犬が傷を負ったような額に垂直に一筋3cm程度の裂けたような傷は付かないはずである。

なぜなら額の中央部がぶつかる前に鼻先と丸まったおでこが先に物体にぶつかるはずだから眉間の目と目の間に傷を負うことは極めて不自然である。パグやブルドックのような鼻が短い犬であっても安全に配慮されたドア部の金具にぶつけて愛犬のような傷を負うとは考えにくい。

トリミングの日はいつも送りの時間が午前中10時から11時ごろ，迎えに行く時間が午後4時から5時ごろだった。

当日は，トリミングの終了時刻はいつもと同じ夕方4時ごろであり，いつもトリミング時に迎えに行く時間に縫合手術まで済んでいることも疑問である。

しかし，ミテヂから謝罪があり，また継続中の治療もあるし今後のトリミングもあるのでこの時は事を穏便に済ませてしまった。

愛犬が負ったような傷が起こることがあまりに不自然であるし、故意にナイフ等で額に傷をつけるというような虐待行為も被告病院なら考えられる。

愛犬は大人しい犬であり、他の飼い主の暴れ癖があるペットでもこのような突起物がなく、すべての角が丸められた素材で作られた安全性の高いケージで傷がつくような例があるとは考えにくい。通常、動物病院用のケージのドア部は安全性がある二重ロックになっていて万が一犬がケージから出たがり、そこを力強くドアを閉めるなどしたとしてもあのような切り傷は生まれえないはずである。物体への打撲ならば、たん瘤ができるはずだが、たん瘤はできていなかった。ミテヂ したカに対し、再度事故当日の事情説明を願いたい。

よって愛犬は故意に被告病院の誰かがナイフなどで額を切りつけられたと考えられる。トリミングで預けたら怪我病気をして帰ってきたのであり、トリマーに預けることは、法律上、「寄託」（民法657条）となり、飼い主がペットを預けたときから、トリマーには、善管注意義務が発生するためミテヂ したカはこれに違反している。ミテヂ したカはペットショップ■■■■■という大規模な有名チェーン店出身のベテラントリマーであり、トリミング技術は愛犬の犬種等テリア種特有のトリミング技術を持ち、優秀であるから、過失による事故は考えにくく、愛犬の傷は故意によるものである可能性が高い。平成26年2月から平成30年2月までの被告病院でのトリミング回数は通算17回になる、平成30年2月28日以降は原告が自分でトリミングをすることになった。

それからしばらく月日が経ってミテヂがある日、待合室で声をかけてきて「誰が切っているの？」と聞いてきたので「私が自分でやっています」と

返すとミテヂは「そう」と言った。トリミングは毛をカットするので「切る」「切っているの？」と表現するのは間違いではないが、ミテヂの「誰が切っているの？」は「愛犬の傷を誰かが切ったこと」を匂わす発言だった。

■因果関係と責任①

被告病院の上記の不法行為、違法行為が適切になされておれば、前述の結果に至ることはなかったのであるから、被告病院の過失と結果との間に、因果関係があることは明白である。

上記の被告病院の愛犬と原告に対する不法行為、違法行為は、以下の責任を構成するものである。よって、被告は、原告に対して、被告病院及び当事者の不法行為、違法行為について、以下の責任を負う。

善管注意義務違反（民法644条）、使用者責任（民法715条）、
管理者責任（民法第717条）、債務不履行責任（民法415条）、
民法709条の不法行為、民法第710条の不法行為、施設所有（管理）者賠償責任、受託者賠償責任、
瑕疵担保責任・契約不適合責任（民法634、635条）、
ネグレクト（動物の愛護及び管理に関する法律44条）、器物損壊罪
（刑法261条）、業務上の過失傷害、致死罪（刑法第211条）、
詐欺罪（刑法246条）、詐欺による意思表示（民法96条第1項）

(2) 【平成29年6月15日か8月30日】この日もトリミング日だった、

午前中の受付の際〔甲3〕、玄関口のドアを入った待合室の受付ブース前で愛犬が嫌がり、玄関口の方向に愛犬が帰ろうとしたところ、受付を担当した動物看護師のウスキヲ イルシが「ほら、愛犬行くよ！」と大声で言いながら愛犬のリードを強く引っ張った。愛犬はその反動、ショックで逆方向にのけぞらされるようになり被害を受けた。

愛犬は関節が固く手足や背骨が弱い犬であり平成29年4月24日に右前足を伸ばされるのを嫌がっていることがカルテに記載、変形性関節炎と平成30年2月28日と7月8日に被告病院が診断されており〔甲4のP15, 19〕、のちに、転院先の病院であるB病院で変形性脊椎症と診断された〔甲5〕骨が弱い犬である。ウスキヲのこの不必要な強い力でリードを引っ張った行為は動物愛護法違反行為であり善管注意義務違反である。このとき抗議するか迷ったが、トリミングはしてもらわないと困るし診療継続中であるし結局しなかったのを後悔している。

■因果関係と責任②

被告病院の上記の不法行為、違法行為が適切になされておれば、前述の結果に至ることはなかったのであるから、被告病院の過失と結果との間に、因果関係があることは明白である。

上記の被告病院の愛犬と原告に対する不法行為、違法行為は、以下の責任を構成するものである。よって、被告は、原告に対して、被告病院及び当事者の不法行為、違法行為について、以下の責任を負う。

善管注意義務違反（民法644条）、使用者責任（民法715条）、管理者責任（民法第717条）、債務不履行責任（民法415条）、

民法709条の不法行為，民法第710条の不法行為，施設所有（管理）者賠償責任，受託者賠償責任，
瑕疵担保責任・契約不適合責任（民法634，635条），
ネグレクト（動物の愛護及び管理に関する法律44条），
器物損壊罪（刑法261条），
業務上の過失傷害，致死罪（刑法第211条）

（3）【平成30年2月17日】 毎回数千円から数万円を超える治療代がかかるが，不意な検査等があり，所持金より多く治療代がかかることが稀にある。会計の際，閉院の19時間際（受付終了は18時30分であるが閉院は実質的には19時ごろ）の18時20分ごろの会計の際に所持金が不足していた。受付のメリキム（現姓 ウナエオ）ムニに「すぐに支払ってほしい」と言われた。

原告が「次回じゃだめですか？」と言うとメリキムは「近くのコンビニのATMで下してでも」と言うので私は近くのコンビニを思い浮かべたが，近くにはコンビニはなく，家にお金を取りに戻ってきたほうが早いと思い，急いで片道20分程度かかる家に戻り，お金を用意し，再度病院に行き，支払った。このメリキム（現姓 ウナエオ）ムニはいつも不愛想な感じだったので別の受付の人じゃなかったことを「運が悪かったな」と思った。世の中には社会経験が乏しく融通が利かない人もいるし，容姿は肥っているし世間知らずに甘やかされて育った人なのかな？と思った。メリキム（現姓 ウナエオ）ムニはかかりつけの患者に対して扱いが不遜であり，そのような要求を初見の患者や他の患者にもしているというの

なら仕方ないが明らかにおかしいモラルハラスメントである。〔甲6-A
～B〕

尚、この病院は受付ブース内にコンピュータが複数台あり、顧客管理はコンピュータ管理されており、私共が初見の患者ではないことは十分確認できたはずであるし以前に院内で村上に何度か会ったことや応対されたことはあったから私共が初見の患者でないことは把握した上でのハラスメントである。

■因果関係と責任③

被告病院の上記の不法行為、違法行為が適切になされておれば、前述の結果に至ることはなかったのであるから、被告病院の過失と結果との間に、因果関係があることは明白である。

上記の被告病院の愛犬と原告に対する不法行為、違法行為は、以下の責任を構成するものである。よって、被告は、原告に対して、被告病院及び当事者の不法行為、違法行為について、以下の責任を負う。

モラルハラスメント（民法709、710条）、使用者責任（民法715条）、管理者責任（民法第717条）、債務不履行責任（民法415条）、施設所有（管理）者賠償責任、受託者賠償責任、瑕疵担保責任・契約不適合責任（民法634、635条）、共同不法行為（民法719条）

（4）【平成30年4月18日】この日の15時30分ごろに愛犬が自宅近くを散歩中に他所の犬に耳を咬まれ出血した際、即被告病院に行き16時ごろに到着し、「すぐに診てほしい」と受付の受付兼動物看護師 チキヒ

ス ウケムに依頼した。しかし病院の待合室では当時パッと見10数名くらいの先客がおり、その順番通りの診察順で結局診察は17時30分から開始され1時間半程度の待ち時間となった。[甲4のP16, 甲7, 甲8]。

待っている途中にアアケバが来て「早く診てほしい」と要求したが、アアケバは「大丈夫だから、もうしばらくお待ちください」と言って立ち去りすぐに治療をしてくれなかった。

手術が終わり、会計が終了したのは18時30分だった。出血を伴う緊急の急な怪我の患犬に対し長時間待たせることは一般的に適切ではなく、ボブに対する一種のネグレクトであり飼い主に対するハラスメントである。これは平均的な獣医師であればするであろう適切な処置手順ではないので善管注意義務違反である。尚、後日別の日に同じように出血で運ばれてきた他所の飼い主の柴犬に対しては順番を速めてすぐに診察しているのを目撃し、明らかに扱いに差があると感じた。

今裁判におけるメインの事案である平成30年11月26日の事案後、平成30年12月以降被告病院のホームページを確認するとミテヂ したカ、ウスキヲ イルシ、チキヒス ウケム、旧姓スクゲツ（現アギヲ）ニニムは退職した模様、また他の女性スタッフ一名（細目、青い髪）以上を含めた総勢5名以上の相次ぐ退職、あるいは在籍していないことをホームページにて確認した。なぜ事案後彼女らが一斉に退職したのか？、今裁判を起こされることを想定し、処分やなにかしら負い目があったり証拠を隠すためである。その後、令和二年の春先にホームページを確認すると新卒の■■■■（■■大学卒）という獣医師が一名増えていた。その後、令和二年8月中旬には■■■■が辞め（■■県の病院に転職）、ベテランの

■■■■（35年勤務したタエクヤエタ ミツヂ市 ニレソの■■■■動物病院から転職）という獣医師が在籍していることをホームページで確認した。被告病院に新しい獣医師が加わるのは珍しいことである。

医師を増やさないとならないほど被告病院が流行っているわけではないのと思われるので、病院の医師やスタッフのレベルが低いことを認識したからこそこの補充、医師増員であろう。

以上、被告病院の動物看護師、スタッフらに原告とその愛犬は通常の動物病院が行うべき適切な処置、扱いをされなかった。これらの不法行為は共同不法行為（民法第719条）であり、被告病院の責任者に使用者責任（民法第719条）が生じる。よってこの度、病院の責任者メリユミヂウセコ院長、ミセヂ タマカ副院長に対して善管注意義務違反、債務不履行違反、使用者責任、施設所有（管理）者賠償責任、受託者賠償責任、債務不履行責任、瑕疵担保責任、期待権の侵害、共同不法行為を理由とする損害賠償請求をする。

■因果関係と責任④

被告病院の上記の不法行為、違法行為が適切になされておれば、前述の結果に至ることはなかったのであるから、被告病院の過失と結果との間に、因果関係があることは明白である。

上記の被告病院の愛犬と原告に対する不法行為、違法行為は、以下の責任を構成するものである。よって、被告は、原告に対して、被告病院及び当事者の不法行為、違法行為について、以下の責任を負う。

善管注意義務違反（民法644条）、債務不履行責任（民法第415条）、民法709条の不法行為、民法第710条の不法行為、

説明義務違反（民法第15条第2項），使用者責任（民法715条），
管理者責任（民法第717条），施設所有（管理）者賠償責任，
受託者賠償責任，瑕疵担保責任・契約不適合責任（民法566，570
条），ネグレクト（動物の愛護及び管理に関する法律44条），
モラルハラスメント（民法709，710条），ドクターハラスメント
（民法709，710条），期待権の侵害行為（民法128条），
詐欺罪（刑法246条），詐欺による意思表示（民法96条第1項）

（5）【平成30年7月8日】 ミセヂ タマカが愛犬を触診をしていると
きにミセヂが愛犬の「肩の骨が固まっている」と言い，ミセヂは「手が
伸びないのねー」と言いながら愛犬の前腕を必要以上の力で強く引っ張っ
た。愛犬は変形性関節炎〔甲4のP15，19〕，変形性脊椎症であり
〔甲5〕，骨が弱い愛犬にしたこの行いは脱臼や骨折の恐れがある行為で
ある。関節が固い犬に対しては慎重に曲げれば可動範囲がわかるはずであ
りミセヂのこの行為は動物愛護法違反に該当する違法行為，不法行為であ
る。当時はそのような不必要に強い力で手足を引っ張ることが正規の診察
方法なのかと思ったが，明らかに常軌を逸した行為である。ミセヂは平成
29年4月24日に右前足が伸ばされるのを嫌がっていることをカルテに
記載し熟知した上での上記不法行為は悪質である。

■因果関係と責任⑤

被告病院の上記の不法行為，違法行為が適切になされておれば，前述の結
果に至ることはなかったのであるから，被告病院の過失と結果との間に，
因果関係があることは明白である。

上記の被告病院の愛犬と原告に対する不法行為，違法行為は，以下の責任

を構成するものである。よって、被告は、原告に対して、被告病院及び当事者の不法行為、違法行為について、以下の責任を負う。

善管注意義務違反（民法644条）、債務不履行責任（民法第415条）、民法709条の不法行為、民法第710条の不法行為、説明義務違反（民法第1.条第2項）、使用者責任（民法715条）、管理者責任（民法第717条）、施設所有（管理）者賠償責任、受託者賠償責任、瑕疵担保責任・契約不適合責任（民法566、570条）、ネグレクト（動物の愛護及び管理に関する法律44条）、器物損壊罪（刑法261条）、業務上の過失傷害、致死罪（刑法第211条）、モラルハラスメント（民法709、710条）、ドクターハラスメント（民法709、710条）、期待権の侵害行為（民法128条）、獣医師法違反

3 被告病院ミセヂ、アアケバ獣医師、による不法行為、ハラスメント

(1) 【平成30年11月26日】被告病院に到着し、受付で診察券を出し、名簿に記入、番号札を受け取り、受付のチキヒス ウケムに「今日はどうされましたか？」と聞かれたので「今日はいつもの診察の続きと爪切りと肛門腺絞りをおねがいします」と伝えた。毎回、受付担当者が飼い主に質問し、飼い主が診察で呼ばれるまで待機するのが通例である。当日は診察室1の診察台だった。被告病院は診察室1と診察室2があるが、内部では同じ空間となっている。診察室2にはアアケバ ヒレメリ獣医師がいたのでその時同じ空間には原告の私と愛犬とミセヂとアアケバの4者がいた。入室し私は「継続中の肝臓の診察の続きと爪切りと肛

門腺絞りをしてもらいたい」とミセヂに言った。私は床から1 mくらいの高さの診察台の上に愛犬を立たせた。私のズボンのベルトループに結ばれたリードはダラリと緩くなっており、リードによる保護は効いていない。診察台から落ちないように私はその診察台にひつついた形で立っていた。そして愛犬が台から落ちないように愛犬の胴体部分を腹沿いに両手を輪のようにして軽く抱いていた。いつも担当獣医師が触診をするが、当日は何故かミセヂは触診を行わなかった。

原告は注射の際の保定を手伝ったわけではない、まず愛犬が台から落ちる恐れがあるので軽く体に触れて抑えていた。さらにこの日は珍しく保定、補助をする看護師が何故か不在であった。以前より被告病院での注射や血液検査は毎回、裏の見えない部屋でやっていた、その際、診療室から飼い主が出されて待合室で終わるまで待たされていた、がこの日は違った。

ミセヂは私共に背を向け、壁側のテーブルでなにやら準備していた。

するといつもの穏やかな顔つきじゃなく、突然振り返り、振りむき様に悪魔のように豹変した顔で突然態度が豹変し「今から[サイセイ]するからね、注射が嫌いか？オラ、注射が痛いのか？ウヒャヒャ、オラ」と薄ら笑いのような表情で威嚇するような大きな声を張りながら言いながら愛犬の尻に垂直に力を込めて強い力で注射針を刺した。愛犬は声こそ出さなかったが「アー、アー」というように口を開け、苦悶の表情で震えながらかなり痛がった。そしてミセヂは「なかなか針が入らないなあ」と呆けたように言い、再び強く刺した。愛犬は二度も乱暴に針を刺した。そして歯と歯を合わせ食いしばり、気張り痛さを堪えていた。そしてグッタリした。

ミセヂのその様子は終始興奮状態で発狂しまさに半狂乱の状態だった。

私はミセヂの狂気の変貌に身構えつつ何かされると思い愛犬を抱きしめたが、ミセヂの狂気を止めることは間に合わなかった。

二度みだりに注射器を刺すことは動物愛護法違反に該当する。ミセヂによる注射に関する説明は一切無し、飼い主である原告の同意も無しだった。

ミセヂは「治療方針を選択，決定する飼い主（原告）の自己決定権」を侵害した。カルテはその時に生じたことを医師が記載するメモであるが。以前は飼い主からの依頼や愛犬の状態の報告とそれに対する医師の診断，治療の方向性，説明の有無についてミセヂはカルテ [甲 4] に記載しており，平成 30 年 11 月 26 日分に記載がないということは飼い主に対してラエンネック注射の説明がなく，同意も当然がなく，ミセヂによる説明や治療の方針や選択肢，リスクの説明，料金の提示，インフォームドコンセントが無かったことを証明している。

【サイセイ】の言葉の意味も理解不能だし，ラエンネック注射の「ラ」の字も原告は聞いていない。原告は精神的苦痛を受け，現在もあのシーンは脳裏から消えない [甲 4 の P 22]。

その後，ミセヂは診察室の壁の奥の部屋にいる誰かに向かい「やったわよ，やった！」と笑みを浮かべながら大声で言った。

そしてミセヂは何か液体の入った小さめのボトル二つを私に交互に見せながらその色の差を素早い動作で比較して私にみせた。

ミセヂ「これが（病状？）の悪い（or良い）子，真っ黒でしょ」

「これが（病状？）の良い（or悪い）子の，薄い色でしょ」

と小さな容器を指に持ち，変な顔つきをしながら振って見せられた。それが何を意味するのは私には未だに理解不明であり，事後説明にすらなっ

ていないミセヂの不遜な発言，行為だった。

その際，同じ空間にある隣の診察室にはアアケバ ヒレメリ獣医師もいたが，診察はしておらず，こちらに背を向け，壁に向かい，台の上に手をついて一部始終を見て見ぬふりをしていた。このアアケバの行為，ミセヂの狂気を静止しない行為は未必の故意による不作為に該当する。

その後，一旦待合室で待つように言われ，私は愛犬の爪切りと肛門腺絞りの処置を待ち，再び呼ばれ，すぐに愛犬を私の車に乗せた。

原告の私は放心状態，混乱状態で悲しみ，怒り，裏切られた感情と愛犬自身の治療の今後，転院のことで頭がいっぱいになった。怒りと悲しみの気持ちで混乱していた。再度ミセヂに呼ばれ私は「爪切りは肛門腺はやりましたか？」と顔を引き攣らせながら聞きミセヂはおそらく診察室奥の壁の裏にいたであろう動物看護師のシタエ イウ（髪色がピンク）かだれかに確認していたようだった。

私は怒りと悲しさとショック，そして次の病院をすぐに探すことで頭がパニックになった。そして薬が処方されるのを待ち会計を済ませ，再び車に戻り帰宅する際，車で待機していた愛犬をみると注射の痕のところ腫れ上がり血が滲んで出血，流血していた。苦痛な顔と声をして怯えていた。

[甲9]

怖くなり，原告はこれはまずいと思うと同時に，そのショックで精神的苦痛を伴いパニックになった。

ミセヂのこの日の行為，態度，発言は獣医師法第8条第2項のなかの『獣医師としての品位を損ずる行為』に該当し，行政処分の対象になる行為である。ミセヂに対しこの日の行為発言に関する説明を求めたい。

ミセヂの『みだりに傷つける』この行為は動物愛護法で違法とされる行

為、および器物損壊罪である。また**債務不履行違反**、不法行為による損害賠償責任法違反（709条、710条）さらに善管注意義務違反（民法415条）であり、期待権の侵害である。

原告は精神的苦痛を受け、現在も苦しんでいる。ミセヂの行為は傷害罪（精神）に該当する。

■因果関係と責任⑥

被告病院の上記の不法行為、違法行為が適切になされておれば、前述の結果に至ることはなかったのであるから、被告病院の過失と結果との間に、因果関係があることは明白である。

上記の被告病院の愛犬と原告に対する不法行為、違法行為は、以下の責任を構成するものである。よって、被告は、原告に対して、被告病院及び当事者の不法行為、違法行為について、以下の責任を負う。

善管注意義務違反（民法644条）、債務不履行責任（民法第415条）、民法709条の不法行為、民法第710条の不法行為、

説明義務違反（民法第1.条第2項）、使用者責任（民法715条）、管理者責任（民法第717条）、施設所有（管理）者賠償責任、

受託者賠償責任、瑕疵担保責任・契約不適合責任（民法566、570条）、ネグレクト（動物の愛護及び管理に関する法律44条）、

器物損壊罪（刑法261条）、業務上の過失傷害、致死罪（刑法第211条）、傷害罪（精神）（刑法204条）、詐欺罪（刑法246条）、

詐欺による意思表示（民法96条第1項）、モラルハラスメント（民法709、710条）、ドクターハラスメント（民法709、710

条）、期待権の侵害行為（民法128条）、獣医師法違反、問診義務違

反

■因果関係と責任⑦

被告病院の上記の不法行為，違法行為が適切になされておれば，前述の結果に至ることはなかったのであるから，被告病院の過失と結果との間に，因果関係があることは明白である。

上記の被告病院の愛犬と原告に対する不法行為，違法行為は，以下の責任を構成するものである。よって，被告は，原告に対して，被告病院及び当事者の不法行為，違法行為について，以下の責任を負う。

善管注意義務違反（民法644条），債務不履行責任（民法第415条），民法709条の不法行為，民法第710条の不法行為，説明義務違反（民法第1.条第2項），使用者責任（民法715条），管理者責任（民法第717条），施設所有（管理）者賠償責任，受託者賠償責任，瑕疵担保責任・契約不適合責任（民法566，570条），モラルハラスメント（民法709，710条），ドクターハラスメント（民法709，710条），期待権の侵害行為（民法128条），獣医師法違反，問診義務違反，傷害罪（精神）（刑法204条），詐欺罪（刑法246条），詐欺による意思表示（民法96条第1項）

■因果関係と責任⑧

被告病院の上記の不法行為，違法行為が適切になされておれば，前述の結果に至ることはなかったのであるから，被告病院の過失と結果との間に，因果関係があることは明白である。

上記の被告病院の愛犬と原告に対する不法行為、違法行為は、以下の責任を構成するものである。よって、被告は、原告に対して、被告病院及び当事者の不法行為、違法行為について、以下の責任を負う。

作為義務違反（道義的責任）、共同不法行為（民法第719条）、使用者責任（民法715条）、管理者責任（民法第717条）

（２）【平成30年12月3日】そして11月26日のことから一週間後、12月3日に愛犬を連れずに原告一人で再度被告病院に向かい、ミセヂに対してカルテ譲渡請求とクレームを言いに行った。原告は裁判の際に証拠が必要であると思ったので会話を記録しようと思い、シャツの胸ポケットにスマートフォンを入れ録画し、またICレコーダーで録音の準備をし、被告病院に入った。

そして受付のチキヒス ウケムに対し「ミセヂ先生と話がしたいので呼んでほしい」と伝えた。そしてミセヂに診察室に呼ばれ、検査データの保存のために持参したUSBを渡しカルテと検査結果一式を請求した〔甲4、10、11、12、13、14〕。

ミセヂ「愛犬ちゃんどう？どうしたの？」などと言った。

ミセヂが前回のことを惚けていた様子なので原告は「（こないだの）あなたの喋り方が気に食わない」と言ったが、ほかにも続けて「愛犬をあんな痛い目に遭わせて」とか「なんであんな暴力的なやり方をしたんだ！」と言いたかったが、興奮して口が回らず言いたいことのすべては言っていないが相当怒っていることはわかったはずである。

ミセヂは裏にいた動物看護師に対しカルテのコピーを指示する一方、一貫して惚けたような言動だった、獣医学に素人の原告を丸め込むような高飛

車な口調だった。

また、ミセヂは突発的、自発的に話の話題に上がっていない「(ラエンネック注射の)説明をした」という嘘をついている。この発言は[カルテを請求されたこと＝裁判になること]を察知し、保身のためのものである。

原告はラエンネックの「ラ」の字も聞いていない、入手したカルテや領収書を後日見て初めて知った。

この日、ミセヂは最初は医者目線の高圧的態度も途中親し気な態度に口調に急変し私を揺さぶってきたがミセヂの喋りに原告は一切応答はしなかった、なぜならその時、ミセヂを前に怒り心頭でありそこで口論になると暴力沙汰に発展すると思ったから必死で気持ちと発言を抑えた。またこの日はカルテ入手と録画、録音が目的であり、原告はすでに裁判で訴えることを決心しており、ミセヂの言葉に対して安易に「うん」と言ってしまうと不利になると思い必要以上のことは一切言わなかったからである。

一旦待合室で待ち、再び診察室に呼ばれそしてカルテのコピーや検査データの用紙や持参したUSBのコピーを受け取る際にミセヂは「これはマックイントッシュ？でしか見れないかもしれない」等と白々しい口調で言い、そのあと、直立不動の起立をし、頭を何回か下げ「申し訳ありませんでした」と目に涙を溜めて謝罪した。

最後にはミセヂは無断注射の際に故意に愛犬が痛がらせたことを認め、謝罪した。

ミセヂ「あのとき愛犬ちゃんは痛がったもんね」と二度の必要以上の力強いみだりに行った無断注射で痛がらせたことを認め、涙を流していた、ミセヂが愛犬を傷つけたことについて自白した、自分の間違っただ行動に対し

自覚があるからこそその涙である。

飼い主の原告からみてミセヂ タマカの印象は表面的には笑顔があったりペットをあやすような優し気な時がある反面、突如大きな声でヒステリックになる性格で、また口調が高圧的威圧的であり、患者の立場に立ったものの言い方ができない高飛車な性格である。

また、動物を躊躇なく痛めつけるミセヂは私から見ると何らかの精神的な疾患や人格の障害の性質があると思われる。

繰り返しになるが、ミセヂは飼い主に対し嘘をつき、保身発言をした。話の中で話題に上がっていないこと 「**(薬について) 説明した**」などと自分から嘘を発言し保身。予防線を張ってきたこと。実際には全く無説明、無同意なのにミセヂは自分から嘘の内容の保身発言をした。さらに、それまでの高圧的な態度を変え、急に「心配していたのよ」や語尾が「～さあ」「～でさあ」などと俗に言う馴れ馴れしいタメ口で私を揺さぶってくる姑息さはまともな神経の持ち主ではない。(注：タメ口とは「ですます」調ではなく相手を対等以下として扱った話し方である。)

カルテ譲渡要求で裁判沙汰になるだろうと察知し恐れたミセヂの保身は原告の一貫した無反応、無応答の態度の前に脆くも崩れ去った。

当時は**【ラエンネック注射の説明の有無】**が重要であったことは私は気づかなかったが、話の話題に上がっていないそのことをミセヂが勝手に喋りだし後々それが保身であることに私は気づいた。**ラエンネック注射の説明、同意は一切無く、カルテにも記載されていない** [甲4のP22]。

ので原告がラエンネックを希望したという証拠は無い。ミセヂが勝手にやったものであることは明白である。

また、仮にもし説明をし飼い主が同意をしたとするとそのことをカルテ

に書くべきであり，実際に書いていないのだから書いていないことも問題になる。

カルテを最初のほうのページを見ると説明済みの記載 [甲 4 の P 1 (平成 25 年 12 月 11 日) や他のページ] で飼い主とのやりとり (フードや薬，サプリメントの指示や愛犬のそのときの状態の問診) が記載されている。

しかしラエンネックについての説明を行った記載は平成 30 年 11 月 4 日，26 日いずれの欄にも無いので飼い主の同意はない。また，不思議なことに 11 月 26 日のカルテの最終ページの左側の段に空白部分があり，増田は右側の段に記載している。 [甲 4 の P 2 2]

あとで左側の欄に何かを書き入れようとするためかわからないが極めて不自然である。もしかしたらここにラエンネックとは別の何らかの異物や薬や菌，ウィルスの投与を記載するためだったのかもしれない。カルテには記載せずにミセヂが愛犬にそれを投与した可能性がある。それを投与したことを追及された時点で記載するためにページの左側の段に空白部分にしたのではないかと思料する。

よってミセヂが 12 月 3 日に自発的に喋った「注射の説明をした」は嘘である。

よってミセヂ被告は説明義務違反であり，診療契約を結ぶ患者に嘘をついたというのは詐欺，診療契約違反，債務不履行違反である。

そして当時この被告病院はポイントカード制度があり，12 月 3 日のこの日にポイントを全て消化しようと思い，チキヒス ウケムに対しすべてのポイントを犬用のガムに交換するように告げた。待合室で座ってその用意を待っていると，受付ブースの中に来たミセヂがカルテを戻すときにまた

も涙ぐんでいた。己の行った過ちが身に染みたか、あるいは裁判沙汰になることを危惧する自己保身の涙である。

病院にとっての顧客であるペット（患畜）を衰弱させ痛めつけ殺そうという行為は人間として最低の行為であり、ましてや獣医師がそれをしたとなるとそれがミセヂ、アアケバ自身の医師として、また社会に生きる人間として存在否定を自ら行ったことと同義である。

1 1月26日の一件と12月3日の一件があり、それまでされてきた被告病院職員による数々の不法行為が単なる過失ではなく故意にされたものであると初めて分かった。本訴状作成において上記の被告病院による愛犬への悪質で酷い仕打ちを思い出しながら書いていると原告は辛く胸が締め付けられる思いである。ほんとうに今も苦しい。

1 1月26日の帰り際の車の中で、愛犬を当初から被告病院ではなく他院に行かせなかったことを後悔しながら運転していた、第一に愛犬のことが心配だった。このとき原告はふと思い出した、数年前に■■山■■■の里で散歩中に、バセット・グリフォン・バンデーンという珍しい種類のフランス産の犬を連れてよく喋りかけてくる白髪の老人男性の方にこう聞かれた。

老人男性「あなたどこの病院行っているの？」

原告「ペラブアです」

老人男性「あそこは絶対にやめたほうがいい」

原告「なぜですか？」

理由は教えてくれなかったが、いつも穏やかなその老人男性は被告病院に対し顔を真っ赤にし血相を変えて憤慨していた。

12月3日にカルテを入手し、その時の会話を録画録音もし、本格的に裁

判の準備をすることとなったが、調べていくうちに酷い仕打ちはこれだけでは終わらなかったことがわかった。後述するが、無断でミセヂが投与したラエンネックという薬、これがさらに愛犬と原告を苦しめることになる。

■因果関係と責任⑨

被告病院の上記の不法行為、違法行為が適切になされておれば、前述の結果に至ることはなかったのであるから、被告病院の過失と結果との間に、因果関係があることは明白である。

上記の被告病院の愛犬と原告に対する不法行為、違法行為は、以下の責任を構成するものである。よって、被告は、原告に対して、被告病院及び当事者の不法行為、違法行為について、以下の責任を負う。

モラルハラスメント（民法709，710条），ドクターハラスメント（民法709，710条），詐欺罪（刑法246条），詐欺による意思表示（民法96条第1項），使用者責任（民法715条），管理者責任（民法第717条）

4 被告病院 ミセヂ タマカとアアケバ ヒレメリの誤診，見落とし，不検査，ラエンネック無断投与について

(1) 【平成30年1月27日から平成30年11月26日まで】被告病院 ミセヂ タマカやアアケバ ヒレメリによる診察，診断

平成30年1月27日から平成30年11月26日まで愛犬愛犬の肝臓の治療が15回継続的に行われたが、のちに転院した2つの病院で病気の根本の甲状腺，胆のうが原因し肝臓が侵されているであることがすぐにな

かった。

ミセヂ タマカとアアケバ ヒレメリは必要な検査，治療を行わず，約1年間，15回通院中最後まで病気の根本原因を確定診断ができなかった。それにはミセヂ タマカとアアケバ ヒレメリの無責任さと人格の問題，診察能力の欠如，医療マインドの欠如が根本にある。

愛犬は主にミセヂ タマカやアアケバ ヒレメリの診察を受けていたが，平成30年1月27日に健康診断の血液検査の結果，肝臓と胆のうの臓器の結果が悪く，胆のうは胆泥症になっていたことが判明した。肝臓と胆のうのうち肝臓についての検査や肝臓についての投薬，観察を約1年にわたり何週かおきにやっていた。肝臓と胆のうは密接に関係する近い位置の臓器だが，ミセヂによると「何らかの影響を受けて肝臓がダメージを負った」「細菌感染かもしれない」というぼやけた説明だった。この時点でもっと詳細な検査をするべきだったはずである。被告病院では肝臓の治療ばかり優先で行っており，「胆のうが悪いから」という治療アプローチはなかったし主に胆のうを調べるためのエコー検査は平成30年7月8日と10月3日のたったの2度しか行っていない〔甲4のP19，甲13〕。また「エコーは3か月に1回」と平成30年8月4日のカルテ〔甲4のP20〕に記載されている。

被告病院での毎回の診療で血液検査〔甲14〕をして数値の変化を眺めるだけで具体的に良くなったということは全くなかった。被告病院のこの未検査や，誤診，見落としが無かったらもっと早い段階での十分な検査や処置でダメージを最小限に抑えられていた可能性が高いしまともな動物病院なら早期に診断できたはずである。よって被告は通常の間診・検査義務違反および特定の検査義務違反である。またミセヂ，アアケバ自身がもし手

に負えないのなら他院の紹介状を書き転院を勧めるべきであった，よって被告は転医義務違反である。

また以前にアアケバ ヒレメリに関して以下のような事実を目撃している。

当日は混みあっており，待合室内にある10メートル超の長椅子は満杯であった。私共が待合室で順番待ちをしてきたときに，駐車場で待機していたある男性飼い主が怒鳴りこんできて診察室にいるアアケバに対して

男性「ちゃんと診てくれよ！かわいそうじゃなか！膿を取り切っていないじゃないか！」と待合室に怒号が響いた。

アアケバ「じゃあ残ってる膿を取りますから待合室でお待ちください」という声まで聞こえた。

余命幾ばくも無いような犬（柴犬か雑種）の顔にできた膿を完全に取り去っておらず飼い主さんが激怒したシーンだった。そして私はその方とその犬のために待合室の座席を譲ったら会釈をしてくれた。このように被告病院は3分診察であり，アアケバ獣医師に膿を取る能力があるのに行っていない怠慢な姿勢がみられる。少ない診察時間で大量の患畜を捌くことを優先するからこのようなことが起きる。この背景には被告病院当事者たちの動物愛のなさ，怠慢，金儲け主義など複数の事柄が考えられる。

ウタエ市内は山坂道が多く，市内の動物病院は等距離に点在しているわけではなく，ウゼ全体，ウタエ市およびヘタやウゼに住まう者においては動物病院に行く際に近場に病院がない限り車での通院を余儀なくされている。被告病院は約■■台ほど止められる駐車場があるが，ウタエ市の中心部の動物病院は駐車場は数えるほどしか止められない。よって被告病院の

メリットは駐車場の空きを気にすることなく診察を受けられることにあ
る。それにより顧客、患者が混み合うことで限られた開店時間内で3分診
察になっていくわけである。動物を想う動物病院ならば1頭に費やす診察
時間にゆとりを持たせて時間予約制にすべきであるが、被告病院はそうで
はない。愛犬と原告がその後通院した2病院、被告病院にかかる以前の別
地区の動物病院はいずれも時間予約制である。

**(2) ミセヂ タマカが無断で説明もなく肝機能障害治療において禁止さ
れているラエンネック注射を無断投与し愛犬の肝臓が悪化**

平成30年11月26日、ミセヂ被告が肝機能障害のある愛犬に対して
飼い主である原告に無断で説明もなく肝機能障害治療において禁止され
ているラエンネック注射を投与し致命傷となった〔甲4のP22, 甲1
4, 甲17, 甲19-A~B, 甲20〕。投与後愛犬の肝臓、胆のうは
さらに悪化し、衰弱し、愛犬のQOLは多大な被害を被り、愛犬は令和
元年11月4日に死去した。

■因果関係と責任⑩

被告病院の上記の不法行為、違法行為が適切になされておれば、前述の結
果に至ることはなかったのであるから、被告病院の過失と結果との間に、
因果関係があることは明白である。

上記の被告病院の愛犬と原告に対する不法行為、違法行為は、以下の責任
を構成するものである。よって、被告は、原告に対して、被告病院及び当
事者の不法行為、違法行為について、以下の責任を負う。

善管注意義務違反（民法644条）、債務不履行責任（民法第415

条), 民法709条の不法行為, 民法第710条の不法行為,
説明義務違反(民法第1. 条第2項), 使用者責任(民法715条),
管理者責任(民法第717条), 施設所有(管理)者賠償責任,
受託者賠償責任, 瑕疵担保責任・契約不適合責任(民法566, 570
条), ネグレクト(動物の愛護及び管理に関する法律44条), 器物損壊
罪(刑法261条), 業務上の過失傷害, 致死罪(刑法第211条),
モラルハラスメント(民法709, 710条), ドクターハラスメント
(民法709, 710条), 期待権の侵害行為(民法128条),
獣医師法違反, 通常の間診・検査義務違反, 特定の検査義務違反,
診断義務違反, 療養方法の指導に関する義務違反

5 転院先での愛犬の状況

11月26日のミセヂの注射時の奇異な態度, 異常な処置がありすぐに別の病院を探し, 11月29日に新規にA病院に転院し通院開始した。

(1) 【平成30年11月29日】ミセヂ タマカによるラエンネック投与で肝臓の数値が悪化

A病院通院初日の検査で被告病院の時よりさらに悪化した

血液検査結果が出た, 肝臓の数値ALPは被告病院での最後の検査時(平成30年11月26日)の2.5倍, 基準値の約10倍の非常に悪いものだった, このALPやALTといった肝臓の数値の高値は回復せず, 致命傷になったことは明らかとなった。

ラエンネック注射というものはもともと人間用の薬であり犬用の薬ではない, ヒトの胎盤から抽出したものであり, 特殊な薬である。

ミセヂは1 Aアンプル（2 c c）という成人の一日の投与量の大量のラエ
ンネックを飼い主に無断でわずか8 k gの犬に投与した〔甲4のP 2
2〕。

人間の体重60 k gとして人間に対して1日1 Aと上限が決まっている薬
のだから体重が8 k gの犬だから、1 Aの7. 5分の1の量でないとお
かしいはずである。

■因果関係と責任⑩

被告病院の上記の不法行為、違法行為が適切になされておれば、前述の結
果に至ることはなかったのであるから、被告病院の過失と結果との間に、
因果関係があることは明白である。

上記の被告病院の愛犬と原告に対する不法行為、違法行為は、以下の責任
を構成するものである。よって、被告は、原告に対して、被告病院及び当
事者の不法行為、違法行為について、以下の責任を負う。

善管注意義務違反（民法644条）、債務不履行責任（民法第415
条）、民法709条の不法行為、民法第710条の不法行為、
説明義務違反（民法第1. 条第2項）、使用者責任（民法715条）、
管理者責任（民法第717条）、施設所有（管理）者賠償責任、
受託者賠償責任、瑕疵担保責任・契約不適合責任（民法566、570
条）、ネグレクト（動物の愛護及び管理に関する法律44条）、
器物損壊罪（刑法261条）、業務上の過失傷害、致死罪（刑法第211
条）、傷害罪（精神）（刑法204条）、詐欺罪（刑法246条）、
詐欺による意思表示（民法96条第1項）、

モラルハラスメント（民法709，710条），ドクターハラスメント（民法709，710条），期待権の侵害行為（民法128条），獣医師法違反，問診義務違反，転送（転医）義務違反

（２）【平成30年11月29日】A病院の診察，診断

平成30年11月29日にA病院（以下：「A病院」）に転院したが，A病院の担当医の先生は平成30年12月12日に胆汁うっ滞性肝炎であり，

悪いのは胆のうであり，肝臓はその影響で数値が悪くなっているというものと診断した。被告病院とその後通院した2病院とでは処方された薬の種類も多くが異なっている〔甲17〕，B病院では甲状腺ホルモン剤等も処方された。被告病院では（レントゲン）超音波エコー検査は二度しか行っていないが，その後通院した両院では毎回，超音波エコー検査，血液検査を必ずやっていた。「エコー検査，血液検査はこの病気の最低限の検査種目である」と，その後さらなる転院先のB病院（以下：「B病院」）のB病院担当医副院長は言っている。

転院先の獣医師が二人とも即診断しているのに被告病院は1年近く15回通院しても診断できていないことが証明された。

（３）【令和元年1月17日】B病院の診察，診断

平成30年11月26日以後もALP，ALTという肝臓の数値は高値を保ったまま下がらず，計三回通院したA病院のA先生に

よる治療の手を尽くしたところALP、ALTの値は下がらず、さらに高度な病院で手術を含めた精細な検査を薦められ紹介状をいただいてB病院に通院開始した。

そこでの初診の診断結果は**甲状腺機能低下症による胆汁うっ滞性の肝炎**というものだった〔甲18-A～B〕。被告病院では表面的な**肝炎のみ**の治療であった、いわゆる被告病院は明確な診断すらせず誤診をしたことが証明されたことになる。被告病院において約1年にわたり15回も通院してミセヂは「何らかの影響」「細菌感染かもしれない」などと言い、確定診断ができないのは通常あり得ないことであり、明らかに怠慢である。

B病院担当医の検査と診断で愛犬の病気の根本原因は基礎疾患である加齢による**甲状腺機能低下症**であり、それにより胆のうと肝臓に悪影響を与えられたうっ滞性の肝炎であると結論付けられた。

B病院担当医は毎回肝臓より優先してまずは「胆のう」の心配をしていた。当然毎回血液検査とエコー検査をしていた。投薬はチラージンという甲状腺ホルモン剤等が処方された。この薬は被告病院においては使用されず、その後転院したA病院とB病院では継続的に使用された。

〔甲17〕の表を見ればわかるが、被告病院とA病院とB病院との検査項目の違いがある。被告病院ではALPの結果が10診察日分示されていないが、A病院とB病院では常にALPの検査が行われている。投薬の違いも同様で被告病院においての投薬とA病院とB病院の投薬とでは明らかに違いがある。

(4) 【平成30年1月17日】B病院でのエコー画像、胆のう（画像の丸い部分）内に浮遊物が出現

ミセヂは**1 Aアンプルという大量のラエンネック**を飼い主に無断で投与した。さらに後に通院したA病院とB病院において両院においてともに胆のう内に被告病院ではみられなかった大量の浮遊物が現れたことが確認された、これはラエンネック注射による後遺症による症状である〔甲19, 20, 21〕。

胆のうの中のこの浮遊物が流れて胆管に詰まると命の危険が一気に増す。それまでの愛犬は長距離の散歩は3 km～5 kmの距離を歩くことができたが、それが困難になった500 mがやっとという状態になってしまった。家の14段の階段の上り下りが完全にできなくなったし、外のウッドデッキの三段の階段も上り下りできなくなった〔甲22〕。また、よく玩具や落ちているものを啜えたり引っ張ったりするようなかわいらしいイタズラ行動もしなくなり、ものを噛む顎の力も弱くなったり物事に対する興味が薄れ生活全般の活発さが急激に失われた。一日中ずっとグッタリ寝ているような生活になり衰弱してしまった。この状態を引き起こしたのは平成30年11月26日にミセヂが勝手に乱暴な方法で行ったラエンネック注射が原因であることは明白であり、重大な医療過誤、故意過失である。老化や基礎疾患から各所で弱ってきているのにミセヂはさらに内臓に追い打ちをかける害のあるラエンネック注射を行った。ラエンネック注射が愛犬を急激に著しく衰弱させ、QOLの甚大な被害を与えたのである。

獣医学に素人の原告がラエンネックの効能やその適切な投与量について知る由もなく、その時知っているのは現場ではミセヂとアアケバのみである。つまり意図的に未必の故意的に愛犬にダメージを与えてを死に追いやった悪質性がミセヂ、アアケバには厳然として存在する。

(5) 転院先 2 病院でのその後の愛犬の肝臓の状態

その後の二病院の治療経過でラエンネック投与後に胆のう内に現れた浮遊物の影は数か月後に次第に消失した，それはA病院やB病院の治療で消滅した状態になったのである。しかし，被告病院により悪化させられた肝臓，身体は元通りにはならなかった。[甲21]

また，被告病院のエコー，レントゲン画像[甲13]とB病院でのエコー，レントゲン画像[甲21]とを比較すると，鮮明度に差があり被告病院のものは何を示しているのかよくわからない低品質なものだとわかる。

(6) 愛犬が注射，過度な薬物に耐えられないほどの犬であり，狂犬病注射やワクチン注射ですら負担になる犬であること

ミセヂが行った強烈な力で行った二度の乱暴な注射は動物愛護法違反，器物損壊罪に該当する行為である。

被告病院のミセヂとA病院獣医師，B病院獣医師との愛犬に対する狂犬病注射，ワクチン注射の扱いに違いがあった。犬は年に一回，狂犬病注射，ワクチン注射の接種が義務付けられているが，いずれも微量な毒を体に入れるわけであり，愛犬のような重い持病があり抵抗力のない高齢犬に対してはそれすらもダメージになるおそれがある。

A病院では令和元年1月10日ワクチン注射で血液検査からコアワクチン3種（犬のワクチンは通常7～9種混合が主であるが，そのうち重要な抗体は3種であり，コアワクチンと呼称される）の抗体が残存しているかどうかを調べて陽性だったのでワクチン投与しなかった[甲23]。またB病院では「狂犬病注射はこの子には無理である」とB先生が判断

し、狂犬病注射を免除された〔甲24〕。また、被告病院でミセヂに数度提示され私が拒否したことがある生検病理検査、細胞診検査（内臓の一部を切り取って詳しく調べる検査）についても「愛犬の年齢、体力では無理であり、場合によっては死に至る確率が高い」とB先生に言われた。

また、肝疾患の犬の飼い主のブログによると生検病理検査、細胞診検査は全身麻酔を伴い調べたとしても原因が解らないことが多く、解ってもできることは少なくリスクのほうが大きい。そして肝臓数値が高いとワクチンがダメージとなり、ワクチンをやめている。と書いている。〔甲31-D〕

原告はミセヂの薦めた生検病理検査、細胞診検査が愛犬の負担になると思い拒否したが、もしラエンネックの説明を聞き、リスク確認したとしてもラエンネックの投与を拒否していたはずである。よくわからない効果の薬を投与してまで愛犬の身体に負担をかけたくない、治療に際しもっと安全な別の負担にならない方法を探っていたはずである。

被告病院では何のためらいもなく毎年8種ワクチンや狂犬病注射をしてきた。被告病院がいかにかの犬の状態を考えず、通り一遍であり営業目的であり、インフォームドコンセントがなく、治療方針を選択、決定する飼い主の自己決定権を侵害し、不要なまたは犬本人の状態に無理な投薬をしている病院であることは明らかである。このことはy a h o o ロコという口コミサイトで感想を述べている人がいるが見事に合致している〔甲25〕。

被告病院は診療費用が他病院より比較的数割高額である。

これは原告も他院転院したA病院を通じて感じたことであ

るが、G o o g l e や Y A H O O 口コミ、エキテン投稿内でも他の飼い主

の方が複数訴えている [甲 4 2 - A ~ C , 4 3] 。高額な理由は経営難や金儲け主義で高額価格に設定しているかどうかは不明であるが口コミ点数の低さからみて恐らく客離れや経営難ゆえではないかと推察するが、被告病院の医師やスタッフの車は高級外国車（■ル■エ■イ■ンや■M■， ■ク■パ■コ■バ■チ■ル等）なので金儲け主義が根本にあることだろう。犬猫に対して必要でない治療，無理な過剰な投薬や検査や手術を進めて金儲けをいるのである。

だから診療代が割高で高額になるのである。ミセヂは飼い主に対してインフォームドコンセントをとらない，金額の確認をしないために診察後驚くような高額な診療費を請求されるというケースが多々あった。必要でない治療，無理な過剰な投薬や検査や手術は動物たちの身体を痛める。

原告はミセヂに肝臓の生研組織検査を進められたが断った。B病院のB先生に「愛犬には肝臓の生研組織検査は無理である，死んでしまう」と否定され，同じくB先生に「愛犬には無理な薬である」と否定されたラエンネックを勝手に注射をされたのもミセヂによる虐待行為および被告病院の金儲け主義によるものでもある。

被告病院通院以来，通り一遍にワクチンや狂犬病注射をただされてきた，だけでなく平成30年11月26日のみだりに激痛を伴わせる虐待行為の方法での愛犬にとって害のあるラエンネック注射をした被告病院と全身状況を考え，丁寧できめ細やかな判断を行ったA病院，B病院のどちらが治療技術，医療マインドがあるかは明白である。また，私から見て注射や診療の際の手付きの違いも大きな違いがあった。ミセヂは基本的に手付きが雑であり，注射をしたあと診療台に尖った針のついた注射器をその

まま愛犬の足下に放置していたことがあった，原告はこのとき針が刺さるのではないかと冷や冷やしていた。平成30年4月18日にミセヂが耳の縫合手術をしたが縫合の痕が残ってしまっている〔甲4のP16，甲7，甲8〕。また，某WEBサイトでの他の複数の飼い主さんの投稿では

- ①点滴注射によりペットの足が壊死した。
- ②ペットが被告病院で看取られたのに未だにフィラリアや狂犬病注射のお知らせのハガキが送られてくる。
- ③ミセヂは嫌な感じ，メリユミ院長は声がデカイ，アアケバは優しいけどあまりいない。
- ④ミセヂは話しながら白目になるという投稿もある。

話す時にまばたきしながら白目になる人の心理とは心理学的には「焦りながら何かを思い出そうとしている」状態や「相手に対する緊張感などを擁している」心理状態であるという。つまり自分の診察診療技術がないのを自覚しているから，焦って答えを出そうとしていたり，相手の目をみて堂々と話せない自信の無さの表れであり，対人関係にも問題がある証拠である。

このうち院長の声の大きさ，そしてミセヂの話しながら白目になるというのは私も認識している，ミセヂはまともに目と目を合わせず，薄い白目になり瞬きをして顔をそらすことが何度かあった。

ミセヂの話しながら白目になるというのは，己の自身のなさや焦りや飼い主を見下すことであり，非常に無礼な行為，仕草である。

院長の声の大きさは時に飼い主に考える余地を与えない威圧的なものにな

る。

また三病院の診察室の違いで感じたことは被告病院は照明が暗いことである。A病院，B病院ともに診察室は照度が明るく蛍光灯であるが，被告病院は黄色っぽい色の照明で非常に暗い，むしろ裏手のスタッフの大部屋のほうが明るい照度であった。

暗い部屋では何事も作業はしっかりできないはずである。これも医療マインドの意識の差である。

ミセヂはゲンミ県ミオビス市出身でゲンミ県チキシク市にあるタエクヤエナエグァエ大学第二高等学校を卒業しイジベ大学獣医学部を卒業後、■0■0年に獣医師になり，すぐにキニギヲ県キヲシク市にある被告病院本院のメリユミ動物病院に就職し今年で2■年目となり，院長のメリユミはニギナ県出身でニギナ県ミテマタ市にあるミテスヤエ学園高等学校からイジベ大学卒業後イジベ大学卒業後二年して本院を開業し3■年目になる，またアアケバはタエクヤエタツヤエハ市出身、名門カミビタエハエ高校からイジベ大学卒業後■0■3年に獣医師になり，以後本院であるメリユミ動物病院で勤務開始し，のちにペラブア病院で勤務であり，他院で下積みするなどの実務経験が少ない。他所の動物病院で修業をしていない獣医師たちである。通常多くの獣医師は大卒後複数の動物病院で何年か多数の現場の修業をするなどし経験を積み，将来的に自身で開業していくのが常である。ミセヂとメリユミは大学卒業後碌に現場に出て経験を積んでおらず，大卒のままの未熟な技術，思考を基に経験ある獣医師の指導を受けないまま独善的に診療を行ってきた二人である。卒後の獣医療の教育

が疎かであり、学生時代に得た知識に対しプライドが高いまま実践の医療現場での経験不足のまま今日まで多数のペットに被害を負わせてきたのである。現在、本院のメリユミ動物病院は■■■■という女性獣医師がほぼ一人で診察をしている。令和三年6月からはアアケバが■週間おきに本院と被告病院で勤務となる。

院長のメリユミは■0■8年にウタエ市ヤスヂに分院である被告病院を開業しているが、副院長のミセヂはそれに伴い被告病院に、院長にくっついてウタエに引っ越しているのである。外部の動物病院で修業をしたり、知識を経験を深める姿勢とは真逆の誤解を恐れずに言うのであれば「引きこもり獣医師」である。経験不足なのだから当然診療レベル、マインドは低いものになるのは当然である。アアケバ ヒレメリも同様に■0■3年に獣医師になり、以後本院であるメリユミ動物病院で勤務開始し、のちに被告病院で勤務であり、他院で下積みするなどの実務経験が少ない。

A病院のA先生は手付きが非常に綺麗であり動きにメリハリがあり丁寧であり、実際に他の飼い主さん曰く手術も上手いと評判である、愛犬の場合では血液検査を午前9時午後4時と一日二回やり推移を診るなど非常に綿密だった。毎回一頭にかかる診察時間が長く丁寧な診察が行われている。

小さな個人病院にもかかわらずGoogle口コミの評判も高い[甲26]。またB病院は「犬の名医さん100人データブック：全国から飼い主が駆けつける！（小学館）」[甲27]という本に掲載された大変高度な技術で信頼があり遠方からも予約が絶えない大型の病院である。

6 ラエンネックについて

(1) 【令和元年5月，令和二年7月】 ラエンネックについて他の動物病院の獣医師による扱い方

私がインターネットで調べ，同様のプラセンタ注射を使用している複数の動物病院に電話で問い合わせをしたところ，

- ・ C病院獣医師によると「このラエンネックは人の胎盤から抽出した薬であり，人用の薬であるので犬に使用する場合は当然飼い主にそのリスクを説明し同意書〔甲38〕も書いてもらおう，また多くても1CC投与にしている（愛犬の場合は1A = 2CC）」
- ・ プラセンタ治療に詳しいD病院獣医師（プラセンタ研究交流会副理事長，日本胎盤臨床医学会会員）によると「普通は投与するとALP，ALTの値は下がるが，愛犬の場合は逆に上がっており，また注射部位が腫れたことからアレルギーの拒否反応によるショックが起こり体内のいろいろなバランスが崩れたのではないか？」ということだった〔甲28，29，30，31，32〕。
- ・ E病院獣医師，F病院獣医師の回答
ではこの薬は特殊な薬であり一般的な治療ではないこと。また，その投与量も犬の体格や病状によって微量から複数回に分け行うということだった。よってこの薬は人間に対し1A1回2mlが上限であるので人間の体重が約60kgとして犬の体重は8kg（愛犬の場合）なので2mlは多すぎるということがいえる。
- ・ B病院B先生によると「普通は下がるべき肝臓の数値はラエンネック投与後の愛犬の肝臓の数値が極度に上がっているので何らかのウイルスか菌が異物か別のものが投与された可能性が高い，慎重にやるべきであ

る。」とのことだった。

- ・ラエンネックの体験犬の飼い主のブロガーの方の記事では、ラエンネック 0.1CCを数週間おきに分けて接種しており [甲 3 2 - A ~ C] ミセヂが愛犬に接種したその量は1A（アンプル）= 2mlであり、20倍の量を接種していることになる。また、そのブロガーの方は愛犬にはラエンネックの効果がなかったと書いている。

ミセヂがしてはいけない状態のなかその効果の薄いラエンネックを一度に多量の接種をしていることは愛犬を死に至らしめている行為と同等である。

- ・イジベ大学G病院獣医師の論文において肝疾患の犬猫にラエンネックを明確にインフォームドコンセントをし投与したところALT，ASTの値が改善した。とあるがまだ研究段階であること。
- ・メディネクス研究所のホームページによるとラエンネックは一部の動物病院で実績を上げている。食餌については「肝臓病にはタンパク質を多め」とある。 [甲 3 2 - A ~ C]

ラエンネックはB型肝炎が混入し一時回収された薬であるが、つまりラエンネックに一応の有効性があるとするならばミセヂが愛犬に投与したラエンネックは後述する回収前のB型肝炎入りのもの、あるいはB病院担当医が言うように他の異物や菌、ウィルス等が混入したものであると推測される。

また愛犬は肝硬変や黄疸，腹水，肝臓の繊維化にまでは至っていない，その段階でのラエンネック投与は間違っている。

(2) ラエンネックは平成30年8月にB型肝炎ウイルスが含まれていたことが発覚

ラエンネックは平成30年8月にB型肝炎ウイルスが含まれていたことが発覚し一時使用中止になった薬である、製造販売元の株式会社日本生物製剤の対応が悪かったそうで安全性に疑問がある薬であり、人間の病院であるH（人間の）病院医師がそのことを訴えている。〔甲33-A～C，甲34-A～E，甲35-A～B〕

H（人間の）病院医師にラエンネックについて質問をした。

しかし、

「動物に対する適応自体がエビデンス的に支持されているか、との
そもそも論になってしまいました。

一般的に動物に対する副作用等は医薬品副作用被害救済制度の対象にならないため、信頼たるデータがありません。

この件は獣医学部に問い合わせることが最適だと考えております。」

とのことで、計10大学の獣医、農学系獣医学部に同様の質問をした。しかし、ラエンネックの使用実績がないあるいは無回答だった。

また同時に、農林水産省の動物医薬品検査所に質問したが、ラエンネックは人間用の薬であるために人間用の薬について扱う（独）医薬品医療機器総合機構（PMDA）を紹介され同様の質問をした。さらに、プラセンタ全般に詳しい一般財団法人 日本胎盤臨床医学会に同様の質問をしたところ、ラエンネックに関する大変興味深い資料データを提供して下さった。

（独）医薬品医療機器総合機構（PMDA） の回答も同様のラエンネック

の資料データのリンクが添えてあった。

ラエンネックとは

- ・ 人間用の薬であること
- ・ 犬用のエビデンスデータは存在しない薬であること
- ・ ヒト胎盤を原料としているため感染症リスクがある薬である
- ・ 273例中10例の副作用（ヒトにおいて）
- ・ 肝機能障害が疑われる場合は投与を中止すること
- ・ アレルギー体質の患者には慎重投与すること
- ・ ショック，頻度不明
- ・ 高齢者への投与は常に慎重に行うこと
- ・ 注射部位については，神経走行部位を避けて，慎重に投与すること
- ・ 静脈内投与において一過性の血圧上昇に続く血管抵抗性の血圧下降が認められた（家兎，イヌ）
- ・ 静脈内投与において一過性の頸動脈及び末梢血液量の増大が認められた（家兎，イヌ）
- ・ 毒性試験においてビーグル犬では2.8 mL/kg以上の投与群に舌なめずり，投与に対する抵抗，不整呼吸などが認められ，虚脱状態に陥った。また投与後に一過性の摂水活動の増加，活動性の低下あるいは失調性歩行が認められたが，翌日までにはすべて回復した。
- ・ 人間に対して肝機能障害を悪化させる実例が複数存在する薬であること
年齢 性別／一回投与量／副作用
20代女性／2 mL／劇症肝炎

50代女性／4mL／アナフィラキシーショック

40代女性／2mL／肝炎，薬物性肝障害

20代女性／6mL／アナフィラキシーショック

80代女性／4mL／注射部位硬結，紅斑

20代女性／2mL／アナフィラキシーショック

40代女性／2mL／薬物性肝障害

40代女性／2mL／薬物性肝障害

[甲34-A～E，35]

愛犬に対して多量に投与されたこのラエンネックはB型肝炎入りのものでなくとも愛犬に投与されたものは悪化させる恐れのある薬であり，実際ラエンネックにより悪化したと断定できることが証明されたことになる。原告は二つの見立てをしており，ミセヂ タマカがB型肝炎入りの回収前のラエンネックを愛犬に大量投与したともみている。B病院B先生が指摘した「普通は下がるべき肝臓の数値はその後の愛犬の肝臓の数値が極度に上がっているので何らかのウイルスか何か別のものが投与された可能性が高い，慎重にやるべきである。」というのはまさにこのことを示している。

愛犬に投与したラエンネックが回収前のものか回収後のものか証明することをミセヂに要求する。

平成30年11月26日に投与されたラエンネックはB型肝炎ウイルスが混入したものである可能性があり，ミセヂが何か液体の入った小さめのボトル二つを私に交互に見せながらその色の差を素早い動作で比較し

て私にみせて発言した。

ミセヂ「これが（病状？）の悪い（or良い）子，真っ黒でしょ」

「これが（病状？）の良い（or悪い）子の，薄い色でしょ」

というのはB型ウイルス入りの回収前のものとB型ウイルス入っていないラエンネックをチラつかせたのではないかと私は思っている。

つまり，ミセヂは故意に愛犬をB型肝炎感染に至らしめたと考えられる。

繰り返しになるが，被告に対し，平成30年11月26日に使用したラエンネックが回収前か後のものかどうか確かめるために当時のラエンネック薬剤の製造年月日の提示を要求する。納入管理記録や薬剤業者の薬剤の管理記録の提示を要求する。愛犬に注射したラエンネックがB型肝炎ウイルスが混入したのか否かを証明することを要求する。

原告はこの被告病院のラエンネックの取り扱いが平成30年12月のスタッフ，動物看護師の一斉退職と関係があるともみている。ラエンネック注射のアンブルを準備するスタッフがB型肝炎入りとそうでないものを取り違えた可能性があるとも思っている。が原告はミセヂが故意にB型肝炎入りのラエンネックを投与したとも思っている。B型肝炎入りのラエンネックでなくともB病院B先生が指摘した注射時に何か別の異物，菌，ウイルスが混入されたものを投与された可能性もあるとみている。

そして動物看護師に責任を負わせて薬剤の管理ミスの名目および平成30年11月26日の注射の際，保定を行わなかったことで彼女たちを解雇したのだとみている。

1 1月26日にミセヂが言った

ミセヂ「これが（病状？）の悪い（or良い）子，真っ黒でしょ」

「これが（病状？）の良い（or悪い）子の，薄い色でしょ」

と小さな容器を指に持ち，変な顔つきをしながら振って見せた。ことはミセヂがB型肝炎入りとそうでないラエンネックを私に示しロシアンルーレットのように愛犬と私を弄んだのである。

1 1月26日のカルテのページの左側の段に空白部分はラエンネックとはミセヂが愛犬に薬や菌，ウィルス故意に投与した可能性を示すものである。

以上をまとめると， いずれにしてもラエンネックは安全性，効果も疑わしく，使用における効果の根拠はない薬剤である。

①ラエンネックそのものが効果が疑わしく回収後のものでも愛犬には無理な危険な薬であること。

②投与量が多すぎてダメージを受けたこと。

③愛犬に投与されたラエンネックがB型肝炎入りの回収前のものであったこと，ミセヂがそれを知っていて投与したこと。

④愛犬に投与されたラエンネックがB型肝炎入りの回収前のものであったこと，看護師が管理をミスし投与したこと。

⑤B病院B先生が指摘した注射時に何か別の異物，菌，ウィルスが混入されたものを投与された可能性，またはミセヂが事前に故意にラエンネックの瓶に異物を混入させておいてそれを投与した可能性。

前者であれば薬剤メーカーの過失も問われるケースである。

以上5パターンの可能性が考えられる。私はミセヂの奇行もあり極めて故意性が高い①，②，③，⑤が濃厚と思う。つまりミセヂ タマカが故意にB型肝炎入りまたは異物入りのラエンネックを多量に投与した可能性が考えられる。

故意とは確信犯，未必の故意，認識ある過失，認識ない過失の四つがあるが，ミセヂには確信犯，未必の故意，認識ある過失の故意がある。11月26日のカルテの謎の余白部分は極めて計画的であり，12月3日のミセヂの嘘はその故意性の証拠である。

(3) プラセンタ注射の危険性について

プラセンタ（ラエンネックやメルスモン）の危険性を唱えている方は他にもいる。

あるラエンネック投与ペットの飼い主さんのブロガーさんの記事では

0. 1 C C（愛犬に投与された量の20分の1）を週一回ずつ投与

- ・人の胎盤は100%安全ではないこと
 - ・アレルギー症状やショック症状がまれに出ることがある
- そしてそのリンク記事であるビジネスジャーナルの記事によると
- ・プラセンタは完全にイメージ商品であり効果は実証されていない
 - ・化粧水で被害報告が出ている
 - ・過剰に使用した例として，肝機能障害などでプラセンタ注射により疑わしい薬害が起きていること [甲34-A～E，35，36，37]

(4) B型肝炎について

ウィキペディアより

- ・慢性B型肝炎はALTが高値持続を認め、肝障害を呈している状態。

とある。愛犬はB型肝炎ウイルス検査や病理組織検査はしていないが愛犬はラエンネック投与後ALT, ALPが著しい高値になったのでまさにこれに該当するのではないかと推測する。[甲37]

また一般的に注射は針の角度を傾けるなどして皮膚にやさしく打つが、増田は垂直に深く筋肉や神経に針が到達するような方法で行った。ラエンネックは静脈注射をしてはならず[甲16-A~B, 甲17], 皮下注射か筋肉注射のみの適用と薬の但し書きにある, 通常なら皮膚を多めにつまみ, そこに痛くないように打つものであるが, ミセヂは乱暴な方法で行ったのであるから静脈内に過って注射をされショックが起きた可能性もある。

私は, 愛犬は当時14歳5か月と相当な老犬だったため, よほどのことがない限りは身体に負担になるような身体に穴を開ける高リスクの治療や検査は受けさせず, 余生を緩やかに平穏に過ごさせてあげようと考えていた。

獣医師よりこのラエンネック注射の説明を受けていれば, 犬にとって負担となるおそれのあるラエンネック注射に当然同意していない。

ミセヂは説明義務違反のなかの三項目(1. 治療行為のための説明義務, 2. 結果発生後の説明義務, 3. インフォームドコンセント, 飼い主の自己決定権)をいずれも犯している。

被告病院獣医師ミセヂ タマカは債務不履行違反, 善管注意義務違反, 説明義務違反, 動物愛護法違反, 器物損壊罪に該当する行為をしたのであ

る。

(5) ラエンネックは「肝機能障害（ALP，ALT上昇時には）では
使用を禁止，中止」の薬であること

ラエンネックの製造会社日本生物製剤のラエンネックの但し書きを見ると「肝機能障害（ALP，ALT上昇時には）では使用を禁止，中止」という但し書きがある薬である〔甲15-A～D〕。愛犬の肝臓の値ALP，ALTは平成30年11月26日の時点ですでに従前よりその正常時の許容範囲（ALPの基準値47～254U/L）（ALTの基準値：17～78U/L）を大きく超えており，ALP300U/L台を推移し，さらに11月26日の1か月前よりさらにALTの値が上昇傾向（600U/L台）にもかかわらずミセヂは接種した。しかもその量が異常だった。注射してはいけない肝機能障害の愛犬に対してラエンネックを一度に多量の接種をしていることは愛犬を死に至らしめている行為であり，未必の故意の不法な医療行為といえる。

ラエンネックは肝機能障害の愛犬にとっては大変リスクが高い危険な薬である。ミセヂが急に後ろを向いて注射の準備をするのが不可解だったが，その日は私が止める間もなく無説明でいきなり注射されてしまった。注射の内容の説明やインフォームドコンセントはミセヂからは全くなかった，治療方針を選択，決定する飼い主の自己決定権を侵害した。ミセヂは民法645条に違反している。また，ミセヂ タマカによる乱暴な注射について（不法行為）とともに被告病院には明らかに愛犬を痛めつけよう殺そうという悪質な故意性がみられる。さらにこのヒトの胎盤から抽出した

プラセンタ薬であるラエンネックは副作用の危険性を告知するなど十分な説明と同意書が必要な薬であるが〔甲38〕、原告はミセヂよりまったく説明を受けていないし同意書も提示されていないし、同意もしていないし当然同意書の提示もなく当然サインをしていないのでミセヂは債務不履行違反、説明義務違反、善管注意義務違反を犯しインフォームドコンセントのない違法な医療行為を行ったのである。

【令和元年7月22日】ラエンネックについてB病院B先生「愛犬には無理な薬である」

前回の診察時にB病院のB先生より「何をされたか？何かされなかったか？」

と問いかけがあったので、令和元年7月22日に被告病院のカルテや検査データをみせて平成30年11月26日のことを説明した。

B先生「ラエンネックが肝臓に効けば良いのかもしれないが、効かないと副作用で肝臓を傷めつけるジレンマがある薬です。ラエンネックの細粒（粒粉の薬）はソフトなので悪影響が出ても中止すればよいが注射となるとハードであり副作用を止められない、ラエンネックはこれまで使ったことがない」「ワクチンや狂犬病注射を免除する状態の肝機能障害の愛犬に対しては使うべきではない。」と言っていた。このB病院という病院は全国でもトップレベルと評価の高い病院であるが、そのような高度な病院が使ったことがない薬ということは明らかに被告が行ったラエンネック注射は特別で一般的標準的ではない特殊な治療方法であるといえる。

(7) 【令和元年1月10日、令和元年7月22日】転院先2病院がペラブアペットケルヌッケのカルテと検査データを見て疑問符

令和元年1月10日にA病院担当医と令和元年7月22日にB病院担当医に被告病院でのカルテや検査データを見せたが、両者から「ペラブアペットケルヌツケで何をされた？」かを聞かれたが、それまで原告は平成30年11月26日のミセヂ タマカによる乱暴な注射や奇行のことについて他人に言おうか言うまいかと思っていて見せたカルテやデータの何が問題なのかはわからなかった。

原告は当初は他院の先生に言うべきではないと思い言わなかったが、両院の先生の「ペラブアペットケルヌツケで何をされた？」という質問は「ラエンネック注射をされたこと」や「何かの薬により肝臓が破壊された疑いがあること」等なにか異常なことをされたことを指しているのだと後々気づいた。

A病院での診察最終日に受付の看護師さんに真顔で「大変ですね」と言われたのはそのことだと後になって気づいた。

そして裁判するにあたってB病院のB先生に陳述書を依頼したが、間接的に動物病院間の争いになってしまうため書いてくれなかった、被告病院もB病院も同じスゼアキ県内にあり、また獣医師業界は狭い世界であり両病院獣医師ともに同じ獣医系の学会（ズョンキン器等）に所属しているので顔

見知りである可能性は高い。しかし愛犬の無念と私の思いにできうる限りお応えしたいということで、診断書を書いてくださった〔甲5〕。

B病院での治療で一時的に肝臓の数値は下がってきたこともあったが、依然許容範囲を大きく超えていた〔甲17〕、通院後三カ月の治療時点でALTは700台に下がったのでそこでの治療効果はあるといえるが、正常時の許容範囲（ALPの基準値47～254U/L）（ALTの基準

値：17～78 U/L)なので肝臓の数値は依然高値を示していた。逆にまったく肝臓の数値が良化しなかった被告病院での約1年間の治療効果の無さとの差がはっきりとでてきているということが証明されたことになる〔甲17〕。

(8) 愛犬が蛋白質不足であることを被告病院は診断できていないこと、誤診

また愛犬は貧血気味であり低アルブミン血症である、これは血中のタンパク質(アルブミン)の量が低下しており、肝臓がダメージを受けていることでアルブミンが漏れ出してしまっている状態だが、これに対し脂肪をつけないようにミセヂは気狂いしたような口調で「食事を減らし、水分摂取を多くしないように」と私に指示をした。しかしそれは間違いであり、低アルブミン血症ならば一刻も早くタンパク質を供給する食事内容に見直すべきなのがある、B病院担当医からはそれまで食べていた消化ケア肝臓サポートの低脂肪療法食(ロイヤルカナン社製)に加え、若干脂肪が増えても構わないからタンパク質量を上げるように脂肪分が少なく蛋白質が豊富な鶏のササミを中心としたフードを追加するよう指示された。当然、水分補給も十分にである。

このようにミセヂの病気に対応する食事に関する指示は間違いで誤診、誤指示であったといえる。また、ミセヂが気狂いしたような態度で「水を飲ませるな！食べさせるな！」と大きな声で言い、驚いたこともある。

(療養方法の指導に関する義務違反)

もちろんそのミセヂの発言に私は従わなかった、適正量のフードと水を与えた。その次の回の診察日はアアケバが担当し、事なきを得た。

またメディネクス研究所のホームページ〔甲32-A～C〕によると食餌については「肝臓病にはタンパク質を多め」にとある。

ミセヂが薦めたタンパク質量が少ないロイヤルカナンの低脂肪食だけでは間違いであり、B病院B先生が薦めるタンパク質豊富なササミの追加が正しいということである。

以上より、ミセヂの無断でラエンネックを投与したこと、間違った食餌の指示は明らかに不法行為である。

しかし、依然としてALPは被告病院での値より高い状態が続いていて、愛犬の活動量が減り、物事に興味を失い一日中グッタリしていて急激に消極的になり衰えていった。

急なこの変化は明らかにラエンネック注射の後遺症が原因であり、適切な検査と処置、適切な食事指導を行って来なかったミセヂに原因があることは明白である。

被告病院は平成30年1月27日から平成30年11月26日まで15回にわたって行われた継続的な肝臓、胆嚢疾患の治療において被告はエコー検査を2度しか行わなかったが、肝臓、胆嚢疾患を診断した平成30年1月27日以後、毎回行うべきであり、きちんとした検査が行われていれば被告が見逃したB病院B医師が下した診断（病名）が早期にでき、まともな獣医師ならば初日に確定診断ができたはずである。

平成28年5月27日大阪地裁判決では輸血量過多で犬が死に至った判例である。ミセヂが愛犬に大量投与した人用の薬ラエンネックでの体調悪化と同類の判例である。

平成30年6月29日に福岡地裁で行われた医療過誤裁判において血液検査をしておらず病気の発見が遅れ病気の診断をすべきであるとして獣医師

に59万円の判決が下された。

平成29年4月15日大阪地裁判決では腎臓障害の犬に対し控えるべき鎮痛剤を誤投薬し慢性腎不全になった判例〔甲39-A～C〕。

平成9年1月13日の大阪地裁判決では**人用の薬を大量投与**し死亡した判例がある。ミセヂが愛犬に大量投与した人用の薬ラエンネックでの体調悪化と同類の判例である。

平成17年5月30日の名古屋高裁判決では不検査のまま余計な手術をして犬を死なせている。必要でない治療行為はミセヂが行ったラエンネック投与と類似する判例である。

平成20年9月26日の東京高裁判決では転医義務違反の判例である、被告病院が愛犬の病名を診断をできず何か月も転医を薦めずに治療開始が遅れたのだから類似する判例である。

平成28年6月16日東京地裁判決では不検査により治療開始が遅れた誤った手術で死亡した例である、検査義務違反、術後管理義務違反の判例であるが、被告病院の不法行為と類似する判例である。〔甲59-A～B〕

上記の裁判は単純な医師の過失が認定された裁判であるが、被告病院増田、アアケバ等はそれ以上の故意性がある数々の不法行為とともに不検査による診断ミス、病気の発見を見逃す長期の経過観察、及び診断義務違反、不要な薬の大量投与、転医義務違反等複数の不法行為をしている。

令和三年9月17日に報じられた「愛犬の死、看取れなかった」 飼い主夫妻が動物病院を提訴」という記事では24時間体制と聞かされていたの

に夜間誰もおらず、嘘をつかれた。また、適切な検査や治療を怠って無意味な投薬を続け、説明も不十分だったとし、「治療方針を選択する自己決定権が侵害された」とも主張する悪質なものであるが、本件訴訟と似たケースである。[甲59-C]

■因果関係と責任⑫

被告病院の上記の不法行為、違法行為が適切になされておれば、前述の結果に至ることはなかったのであるから、被告病院の過失と結果との間に、因果関係があることは明白である。

上記の被告病院の愛犬と原告に対する不法行為、違法行為は、以下の責任を構成するものである。よって、被告は、原告に対して、被告病院及び当事者の不法行為、違法行為について、以下の責任を負う。

善管注意義務違反（民法644条）、債務不履行責任（民法第415条）、民法709条の不法行為、民法第710条の不法行為、説明義務違反（民法第1.条第2項）、使用者責任（民法715条）、管理者責任（民法第717条）、施設所有（管理）者賠償責任、受託者賠償責任、瑕疵担保責任・契約不適合責任（民法566、570条）、ネグレクト（動物の愛護及び管理に関する法律44条）、モラルハラスメント（民法709、710条）、ドクターハラスメント（民法709、710条）、期待権の侵害行為（民法128条）、獣医師法違反、療養方法の指導に関する義務違反

7 愛犬の持病と薬について

(1) 愛犬の持病

甲状腺機能低下症：体の代謝を活発にするホルモンを分泌する内分泌機関であり、減少することにより元気がなくなる。高齢の犬にしばしばみられる。甲状腺ホルモン剤を生涯投薬しなければならない。（B病院通院初診時令和元年1月17日に判明）

慢性肝炎：肝臓の主な働きは解毒、造血、胆汁の生成、糖・蛋白質・脂質・ホルモン代謝、ビタミンの合成・貯蔵などがある。肝炎は肝細胞が様々な原因で炎症を起こし症状を引き起こす病気それが慢性化したのが慢性肝炎である。治療は状況に応じて投薬、また食事療法や脱水時には輸液点滴を行う。（胆汁うっ滞性肝炎であるとA病院通院平成30年1月2日に判明）（B病院通院初診時令和元年1月17日に判明）

胆泥症：

脂肪の消化に重要な役割を果たす胆汁は肝臓で生成され胆嚢に一時貯蔵される。食事をとると胆嚢が収縮し胆汁は総胆管を通り十二指腸に放出されるが、胆嚢壁肥厚になり胆汁が濃縮し変質し泥状になったもの（胆泥）が胆嚢から排出されなくなる状態（慢性胆嚢炎）。胆嚢炎や甲状腺機能低下症などに伴って見られることが多い。胆汁の流れをよくするために利胆剤が使われ、胆嚢炎や甲状腺機能低下症などに伴う場合は抗生物質、消炎剤、ホルモン剤を投与。また肝障害を伴う場合はその治療も必要である。食事は高カロリー、高脂肪のものは避けなくてはならない。

（被告病院通院 平成30年2月17日に判明）

変形性脊椎症：

脊椎のひとつひとつの骨である椎骨と椎骨の間には椎間関節と椎間板があ

り、背骨が柔軟に動かせるようにクッションの役割をもっている。加齢に伴い、椎間関節の軟骨がすり減り、それにより脊椎の可動域が狭まり、痛みが出てくる病気である。神経を圧迫し歩行困難になる。治療方法は鎮痛剤や、食事管理したりして背骨に負担をかけないようにする。（被告病院通院平成30年7月8日に判明）

蛋白質漏出性腸症：

腸管内部から多量の蛋白が漏れ出してしまう病気、血液中のタンパク質が少なくなる低たんぱく血症となる病気である。低たんぱく血症：低たんぱく質血症はアルブミンが低下することにより起こるので低アルブミン血症とも呼ばれる。

腸疾患や肝臓が悪くて体内で蛋白質が作られていないときなどに起こる。症状としては慢性的な下痢、元気消失、嘔吐、脱水がみられる。原因は肝炎や蛋白質漏出性腸症などである。治療には原因により抗生物質やステロイド剤などを投与、低脂肪食の食事療法を行う。（B病院病院にて判明）

白内障：

愛犬は特に右目が重症である（被告病院通院平成26年4月5日に判明）

[甲31-A~K]

(2) ラエンネックについて

ヒトの胎盤（プラセンタ）から採取した人間用の医薬品。

- ・肝疾患の場合は線維化した肝組織を修復する。
- ・副作用としては注射部位の腫れ、痛み、過敏症、頭痛、肝機能障害（AST, ALTの上昇）。ヒト組織由来のタンパク質を含有するためショックを起こすことがある。

- ・肝機能障害が疑われる場合は投与を中止すること。
- ・注射部位については神経走行を避けて慎重に投与すること。
- ・ヒト胎盤に由来していることから感染症電波リスクの可能性があり、患者に対し説明し理解を得るように努めること。
- ・高齢者は生理機能が低下していることから慎重に投与を行うこと。
- ・人間の成人の場合は1日1回2ml（2cc）。
- ・本剤の過量投与及び有用性，安全性は確立していない。
- ・平成30年8月にラエンネックによりB型肝炎に感染したという報告があり，全国の病院で一斉に使用中止になった薬である。このラエンネックを製造販売している日本生物製剤という会社の対応が酷く，批判している医師が存在する。
- ・患者の同意書が必要な薬である。 [甲15-A～D][甲16-A～B]
[甲28][甲29][甲30][甲31-A～K][甲32-A～C][甲33-A～C]
[甲34-A～E][甲35-A～B][甲36-A～B][甲37][甲39-A～C]

8 警察とのやりとり，他の飼い主による被告病院の評価

(1) 【令和元年4月15日】

ウタエ警察署に告訴状と平成30年12月3日の音声動画データを手に相談に行った。最初に受付カウンターで対応した警察官はまともに話を聞いてくれず数十分押し問答が続いた。若手の警察官で，上司に何度も聞きに行ったり，どこかに電話をしたりしてかなり待たされた。持参した資料や告訴状のファイルを見ようともせずとにかく突っぱねられた。それでもまだ突っぱねたので平成30年11月26日に行ったミセヂの発言と行為

の真似をした，警察署の中に私の大声が響きわたった。警察官は長い中座をしどこかへ電話をして戻ってきた。すると「治療等をしている間で確かめる文言になりますので，痛みがあるかどうか確認しながらやっている事だと思います」〔甲40の29：00辺り〕と言った。ミセヂが「注射が痛い？オラー」等と言ったのは注射をする直前であり，警察官はこの発言のタイミングをすり替えているし，明らかに被告病院ミセヂ タマカの保身の代弁をしていると察した。また，何度も「弁護士を通してほしい」と言っていることからこの時点で私は警察が被告病院と連絡を取り合い，この会話中の警察官がしている電話の相手は被告病院（もしくは被告病院の代理人弁護士）であると確信した。

ようやくその警察官は生活安全課のカビユス ヤエセコ刑事を呼び，個室で話を聞いてくれることになった。持参した告訴状や関係資料を見せ説明したが，しかし，刑事「ブス，ブス（手で注射器をむやみに刺す仕草をし）と多箇所を針を射していないので告訴はできない」という内容のことを言った。しかしミセヂは「針が入らない」と言い二度刺している，針が皮膚に入らないなんてことは通常ありえないのでこれはみだりに射したことを意味しているので明らかに動物愛護法違反であるので抗議したが，しかし告訴状を受理してくれず，民事裁判で訴えるよう勧められた。帰り際玄関先まで見送られたが，カビユス ヤエセコ刑事は頭を下げて「申し訳ありません」などと言った。

個室での相談中にこのカビユス ヤエセコ刑事は右耳にイヤフォンを入れ胸ポケットにスマートフォンらしき通信機器と繋いでいた。刑事の言い分がミセヂの代弁かのように被告の擁護ばかりしており，この通話の相手はミセヂ本人か被告の代理人だと思った。警察と被告病院の癒着している

と悟った〔甲40, 甲41〕。

よく警察は田舎の地元の企業等と癒着して物事を隠蔽しているという話を聞くがまさにこのことだと思った。

被告が警察を介し私と接触していることが事実であれば、被告は守秘義務違反であり、警察も個人情報保護、民事不介入の面において違法であり重大な問題がある。ウタエ警察の対応は不公正不公平であり違法性がある。この時の警察官とカビユスヤエセコ刑事の対応は被害者の訴えを頑なに突っぱね、

言いくるめる態度だった。原告は精神的苦痛、および、警察の怠慢、告訴状不受理による時効により被告に対する動物愛護法違反、器物損壊罪での刑事告訴を行えなくなってしまったことの損害を被った。

カビユスヤエセコ刑事の対応は終始、詭弁、話のすり替え、話の遮り、揚げ足取

り、被告病院側に立った擁護、であり、被告病院への捜査自体を放棄し、被害者に配慮する警察職務上の義務に違反している。被告病院とウタエ警察署が癒着しているのは明白である。

尚、ウタエ警察署のG o o g l e 口コミは1点台と低評価である、原告も何度か別件で被害に遭い、ウタエ警察署に捜査を依頼したことがあるが、まともに対応してくれなかった。

本事案は平成20年に起きた多摩センター動物病院事件に匹敵する事案である。獣医師による動物虐待行為を通報するとなると農林水産省、保健所、獣医師会、警察、動物愛護団体等くらいしかないが、どこも相手にしないどころか獣医師を守ってしまうことが問題で獣医師は問題行為をやり放題であるのが実情である、これにより被害者は泣き寝入りしていること

が多いようである。

(2) 【令和元年5月】

警察がこれではどうにもならないので、同じような被害例はないか？と思い、被告病院の評判をインターネットで検索した。動物病院の評価サイトは複数あるが、中には高評価しか掲載しない病院宣伝サイトも存在する。評価サイトの中ではG o o g l eの口コミというサイトが最も賑わっており情報を得られやすく信憑性が高かった。アカウントは本名でなくても登録可能であるが、他の店舗や飲食店のレポート記述を投稿している人もおり、投稿内容の信憑性は概ね高い。

被告の病院はウタエ市内の他の動物病院と比較して評価、点数がかなり低い。4点台の病院が多くあるなか被告病院は3.1点である（令和三年三月三日時点では3.2点に変動、7月時点で3.4点に変動）

[甲42-A～C]。

被告病院はキニギヲ県キヲシク市にあるメリユミ動物病院の分院だが、このメリユミ動物病院の評価も近隣の病院と比較して評価、点数が低い。被告病院の口コミ投稿には愛犬がされたと同様の酷い行為が行われているという書き込みや医療ミスを指摘する書き込みも複数存在していた。

その中の「㊤氏」の口コミが愛犬がミセヂにされたと同様の類似した被害内容の投稿だった。

内容は「ミセヂが7回以上針を刺し、そのままグリグリした」「飼い主に立ったもの言いができず高圧的」と投稿している。

通常、注射針は血管や皮膚内に苦痛を防ぎながら慎重に行うが、刺した針で皮膚内を肉を内部をかき回すかのように針でペットを破壊する必要がど

ここにあるだろうか？

ミセヂにより治療行為という名目で不必要な行為をしペットを痛めつける行為は法のカイコクぐり非常に悪質であり、単なる下手という過失を超えて意図的であり故意性が高く常習性、再犯性がある。ミセヂが日常的常習的に患者の動物に対して虐待に類する行為をしていたことが明らかとなった。

この「㊦」さんは314（現在は434）件のレビュー投稿をしており、そのほか6件の他の飲食店の口コミ投稿も非常に具体的であり、いたずらで書き込んだとは到底思えず信憑性は高いものである〔甲43, 44〕。

本院であるメリユミ動物病院は19■■年にキノギヲ県キヲシク市ムユミオ区ムゼシヲに開院、ホームページの勤務表を確認すると現在は■■■がほぼ一人で診療している。

メリユミ ズウセコが週一回勤務と勤務表にあるが不定期で不在が多いようである。アアケバ ヒレメリは名前はあるが勤務実態はないが最近は何週間おきに両院で勤務をしている。以前はここにミセヂ タマカの名があったが現在は消えている。

2■0■年■月に分院としてウタエ市ヤスヂに被告病院ペラブアペットケルヌツケが開院、2■1■年■月にウタエ市ヘタに移転。本院であるメリユミ動物病院の現在の看板は「■■の病院」となっていることがGoogle MAPのストリートビューで確認できる。このことは本院で何らかの裁判やトラブル等があり、「メリユミ」動物病院の名を薄く表現しているかと推察する。本院のGoogle 口コミの低い点数から推測するとキヲシク市ムユミオ区一帯という都会での動物病院の競争に敗れ、数百キ

口離れた田舎であるウタエ市に被告病院を開院し流入してきたとみるが、同様に低い点数であることは、都会（キラシク市）だろうと田舎（ウタエ市）だろうとどこのペット飼い主の見る目も間違っておらず本院，被告病院ともに評価が低く根本的，総合的に実力が低い，問題がある獣医師，問題がある診療があったからだとして充分断定できる。 [甲 4 2 - A ~ C]

(3) 【令和元年6月18日】

そしてこの「㊦」さん投稿をカビユス ヤエセコ刑事に伝えようと思い、電話で尋ねたが、㊦氏本人が誰かわからないと警察も動けないと言われた。カビユス ヤエセコ刑事は原告の意見に同意してくれたが、その時点で警察には原告以外の被害相談はまだ無いようで捜査はできないと言った。この時も明らかに被告病院を擁護していた。もし「㊦」さんが警察に訴えに来れば警察としても動きやすいと言ったので、探すことにした。ウタエ図書館に行き、市内の居住者の電話帳のコピーをして「㊦」氏がもしかしたら「■■■」姓の方かもしれないと願い調べたが結局見つからなかった。原告がその「㊦」氏の所在をつきとめて連絡をとることは困難だった。現在はどこも個人情報保護の対策がどこも厳しくもし「㊦」氏を知っている人や団体がいても簡単には教えてくれないようである。 [甲 4 5, 4 6]

(4) 【令和2年1月7日】

他の口コミ投稿者の中には市内で■■■■■店を営む「㊦さん」という元■■■■もいた。「㊦さん」は「最低なアフターケア，大事な家族を任せられない」と書いている。この方は93件のレビュー投稿

をしていて、実名で書き込みをしているので信憑性は極めて高い〔甲43, 甲47〕。㊤さんには実際に電話でお話しさせてもらった、被告病院が現在のウタエ市ヘタではなく、移転前のウタエ市ヤスヂにあったころ、ゴールデンレトリバーの手術をキニギヲ県キヲシク市にある本院で行い、すぐにウタエの被告病院に搬送、翌日死亡。飼い主が看取ることなく死亡していた。

㊤さん曰く、「手術後体力がないのにすぐに長距離を搬送とはおかしい」とクレームを言い、被告病院から謝罪があった。という内容だった。3時間近くの長距離を人間でも耐えるのに困難な国道■■■号線の高低差と蛇行の連続の山坂道を移送するという被告病院の暴挙である〔甲48, 49〕。

投稿者名「㊤」さんの書き込みは **医療ミス**を起し死亡という内容だった。投稿者名4「㊤」さんの場合も**誤診**を指摘する投稿だった。

投稿者名「㊤」さんの書き込みはトイプードルの耳の薬が処方されたが体調不良を起し衰弱、転院先で被告病院の処方が間違っている指摘があり以降回復した。被告病院は動物を愛さない病院である。という投稿。

他にも複数の被害投稿、誤診、対応のまずさ、病院の低レベルさなどの投稿がG o o g l e ロコミで見受けられた。

その後、令和三年三月三日に確認したところ、数件の低評価の投稿が削除されていることが判明した。尚、投稿されていた令和元年頃から令和三年三月三日頃までの投稿をチェックしていたが、どのような経緯で投稿が削

除されたのかわからないが、被告病院は低評価投稿に対して敏感であることは確かである、高評価のみ残し、都合の悪い低評価投稿を削除することは利用者が投稿する評価サイトにおいて大変姑息で卑怯な行為である。またGoogle口コミには利用者の投稿に対してページのオーナーである被告病院が回答する機能もあるのだからそれで回答をすれば済む話であるが、投稿自体を削除することは被告病院が利用者に対して真摯な対応ができないことを表している。

そこまでの言論弾圧批評弾圧をするのなら、最初からGoogleに被告病院のページを掲載すべきではないしページごと削除すべきである、実際ページごとGoogleに掲載しない市内動物病院や店舗は存在している。

Google map, Google 口コミページはその宣伝ページではなくあくまで利用者が評価する評価サイトである。

投稿者名「㊦」さんは猫のブリーダーをされている方で、「**重大：プロ意識**」というタイトルでピンク髪色の看護師の薬に対する知識不足と結局良くならなかったことと高額な料金であることを指摘している。

この看護師は髪がピンク色なのでおそらくシタエ イウ動物看護師のことである。

また先述したyahoo口コミという口コミサイトではインフォームドコンセントがないことが書かれており「**飼い主に相談無く治療を進めるので、料金が高つく、金儲け主義？**」という料金に関して「㊦」さん同様の投稿もあった、こちらも現在は削除されている〔甲25〕。

「㊦」さんは最近キニギヲからスゼアキに引っ越されて猫のブリーダー業

をされていて、飲食店など他店への投稿をみるとウタエ市ヤスヂからウゼ付近の店舗が多くおそらくこの地域に在住していると推測した。

そして「ウタエ市 猫 ブリーダー」でネット検索したところウタエ市ヤスヂにある「■■■■■■■■■■」という猫のブリーダー様がもしかしたら「㊦」さんではないかと思い早速電話をした。しかし「■■■■■■■■■■」さんは「㊦」さんではなく、別人の方だった。

■■■■■■■■■■さんは数年前に被告病院に通院していたが、獣医師のブリーダーに対する物言いが悪く、合わないと思い、今は市内の別の動物病院に通院中とのことだった。

内容は「ブリーダーとしてはペットは売り物ではなく家族との認識」であるが被告病院の獣医師は「ブリーダーさんってこんなもんなの!？」というような非礼な物言いを、対応をされ、獣医師が「ペットを家族ではなく売り物扱い」をしたとのことだった。

この発言の悪さ、動物を金儲けのモノ扱いする認識は他の口コミ投稿、私の経験からみてこの獣医師はミセヂ タマカのことである。〔甲50, 51, 52〕被告病院は動物を金儲けの道具としかみておらず拝金主義であり、動物愛護精神のなさが表れている。

第三 損害賠償請求額，謝罪文について

(1) 愛犬は高い価値がある犬である

私の愛犬である愛犬は愛犬の犬種の雄であり、11月26日の事案時1

4歳5か月の主に肝臓や骨に病を抱える高齢犬であった。

愛犬の犬種自体が大変希少種であり、ジャパンケネルクラブの2019年犬種別犬籍登録数では■■■頭の■■■位である（1位はプードルの74,240頭）。愛犬は国際的チャンピオンの血統を有しており、著名なブリーダー、ドッグショーのハンドラーである■■■氏から愛犬が6か月の時に数十万円で購入してもらった、その■■■氏曰く愛犬は百万円の価値のある犬である。非常に血統が優秀であり両親ともに米国等ドッグショーのチャンピオン犬であり、財産的価値が大変高い犬である。〔甲53, 54〕

（2）損害賠償請求額

被告病院、ペラブアペットケルヌッケの獣医師、看護師、スタッフ達により愛犬と私を身体的に精神的に痛めつけようという故意性のある共同不法行為が明らかである。一連の不法行為以外にも、愛犬に対し行った身体的、精神的苦痛と私に対し不快に思わせる発言、行為による精神的苦痛は医師である前に人間として到底許されるものではない。被告病院が原告に対し行ったことは精神的な攻撃であり倫理や道德の嫌がらせ、モラルハラスメント、ドクターハラスメント、いじめである。

ミセヂが一部の飼い主のペットに対し動物虐待行為を行う理由は顧客の選別であると思われる。一連のスタッフの不法行為もメリユミ院長もしくはミセヂ副院長が部下に指示したものであろう。

ⓐさんや私の愛犬に対してミセヂが行った一連の非道な行為は動物虐待行為であるが、令和三年二月に九州のペットサロンで躰と称し

て酷い事件が発生したがそれと類似する動物虐待事案である〔甲55-A～B〕が、この九州の事件ですら警察は告訴状を受理しなかったという。全日本動物専門教育協会はサロンの女性経営者が運営する動物専門学校の認定校取り消しと、女性経営者の同会認定教師ライセンスの取り消し処分をした。北九州市も事実関係の調査した、この事件の現場であるサロンは廃止、廃業したという。この飼い主さんはサロンと愛犬が担ぎ込まれた動物病院は提携関係にあり、院長が解剖を行わなかったり警察に情報提供をせず証拠隠滅をした、担ぎ込まれた際は生きていたのにそこで亡くなったのは院長がトドメを刺したのだろうと言い、現在は再度、刑事告訴に向けて活動をされている。<https://www.instagram.com/■■■■■■■■■■/>

一方で被告病院に満足している顧客もいるだろう。

それは顧客に対する差別であり、動物虐待行為をすることで気に入らない客を来ないようにさせているのであり断じて許されることではない。獣医師には応召義務があり、どんな顧客の求めに対しても診療拒否はできない。

何故ミセヂが様々な不法行為をするのか到底理解できないが、おそらくミセヂの中で私や⑩氏や原告や■■■の里でお会いした老人、その他被害を受けた飼い主さんに対してなにか気に食わないことがあり、顧客やそのペットに対してハラスメントや酷い仕打ちすれミセヂが気に入らないという顧客が被告病院に行かなくなると思っている排除行為。

そしてG o o g l eクチコミにある誤診を訴える複数の他の飼い主さんの感想からもただ単にペットを痛めつける行為だけでなく、誤診があったことは次のことが示している。

ミセヂ自身の診察能力，診断能力がないことで匙を投げ，ペットに無理な治療や見当違いの治療を行い重症化させ他院に転院させて気に入らない顧客を退散させるということである。

被告病院の診療料金は他院より何割か高額であり，被告病院の医師やスタッフは■ン■や■ル■ェ，ミ■ク■パ■・コ■バ■チ■ル等高級車に乗っているので獣医師としては裕福であろうと思う。原告の経験上高級外国車に乗っている獣医師は被告病院の獣医師以外見たことがない，これまで世話になった他病院の獣医師は軽自動車やバン等，国産セダンもしくは外国産低グレード車，または車を所有していない。

また，令和元年4月15日の通信機をつけていたウタエ警察署のカビユスヤエセコ刑事の発言

「治療行為に不満があるならもう受けさせないで下さいもうとしか言いようがない」と強く言った。〔甲40，41〕

この「嫌なことがあったなら行かなきゃいいじゃん」「嫌なら行かなきゃいいじゃん」的思考は被告病院の応召拒否の意思を代弁している，平成30年11月26以後，原告と愛犬は被告病院への通院を止めたが，それ以前の被告病院の過失だと原告が思っていたので気づかなかった多数のハラスメントはカビユスヤエセコ刑事の代弁により明らかに故意によるものであると確定した。

明らかに被告病院と警察は癒着している。警察の民事不介入の原則にも背いている。被告が不法行為，ハラスメント等を原告に対し行い，他の病院に自発的に移らせようという魂胆がカビユスヤエセコ刑事の発言に集約されている。また，内容についてはよくわからないので述べることは今裁

判内では控えるが被告は原告に対し令和元年12月25日に内容証明郵便を送り、また令和三年三月に原告を名誉棄損罪で刑事告訴をしているので被告が以前よりウタエ警察署とは連絡を取り合い続けていることは明白である。

医師が患者に転院を促す方法は転医義務のみである、自分では手に負えない病気の場合にその専門の医者や高度な検査機器がある病院を紹介するのみである。

愛犬は被告病院に多数の被害を受けた、ラエンネックにより大ダメージを受けた、そうなることをわかって故意にミセヂは無理やり投与した、薬剤を使用した動物虐待致死行為である。愛犬の状態が悪化すれば原告に対し他病院に転医を薦める（原告と愛犬を被告病院から排除させる）魂胆だったのだろう、非常に悪質で陰湿なやり方である。

被告病院のホームページのトップページには以下のような文がある。

- 「>当院は2000年1月にキラシク市ムユミオ区のメリユミ動物病院の分院として
- >スゼアキ県ウタエ市の国道11号線沿いに開院した動物病院です。2001年
- >1月現所在地へ新医院へ移転。
- >飼主と話し合い、最善治療を大切にする。
- >日々診療を行います。
- >得意分野はスヨンキン器、クヤエ部外科、一般外科。
- >日頃から構え、気軽にご相談。
- >敷地内駐車場2台完備。

裏を返せば逆に得意分野以外は苦手分野が沢山あるという見方も可能である。大学の研究室では■■器の研究が主で他の臓器については不勉強，かつ卒業後すぐに独立したため総合的に経験不足，社会性に欠けるのである。

被告病院のホームページのバナーには近隣に建つ企業の保養所である白亜の洋館（■■■■■■■■（株）■■■■■■■■■■■■■■■■）が背景の素晴らしいロケーションの海をバックに掲載されている。

この建物は周囲の畑の風景の中で一際目立ち，まさにアメリカの高級邸宅のような立派な建物が被告病院であると見る者に錯覚を起こさせるバナー広告である。この建物は他企業の所有物であり被告病院のものではない。それを掲載する意図は誇大広告に近い思惑である。そもそも許可を得て掲載したものなのか疑問である。

動物病院なのだから犬や猫の画像を目立つところに掲載するのはわかるが一切掲載されていない。

また，獣医師や看護師スタッフの白衣が派手な色（ピンク色や柄物）であり，他病院に多く見られる白色の白衣，もしくは淡い色の着物とは異なっている。派手な色は医療現場に相応しい色ではない，A病院の先生は白衣でありB病院の先生は地味な色の制服である。こうした点にも被告病院が医療現場におけるスタンスではなく，楽しい，明るいといったようなイメージばかりを追いかけ，真剣みのなさが感じられる。

以上より，被告病院は動物愛護というよりも建物，駐車場の広さ，使用機器紹介など外見からのステータスを重んじており虚栄心が感じられる。

自分の腕に自信がないから能力がないから客を呼びたいからと外見を飾

る、よく見せようと派手な化粧や強く見せようと厳ついファッションをする思考と同じである。いくら他病院にない高性能な医療器具を備えていようとそれを使用する者が被告病院のような無能な獣医師ならばその高性能な医療器具の存在は無意味、無用の長物である。ホームページの院長の写真はかなり昔の若い時代のものであるが、現在は白髪の年老いた風貌である。〔甲42-A〕

Googleクチコミにもあるように派手な髪色をしているスタッフがシタエ イウや他数名在籍、また旧姓スクゲツ（現アギヲ） ニニムは長い付けまつげに厚化粧をしてあたかも華美なキャバクラ嬢のような風貌のスタッフがいる（た）が、医療機関においてそのような風貌は禁止されるのが通常である。

決して外見で人を判断したり、職業蔑視をするわけではないが慎むべきである。獣医師、スタッフの衣装は白衣ではなく黄色やピンク色の派手な原色や子供のパジャマにあるような派手な柄物を着用しているのもTPOにそぐわないこの被告病院の特徴である。

youtubeに掲載されている被告病院のバーベキュー会の動画〔甲57〕を見ると、メリユミ院長が一人で張り切っているが参加しているが女性スタッフに笑顔はない、否応ない緊張感に包まれている。しかもその中には他の数名の在籍するスタッフは映っておらずおそらく欠席したはずである。

典型的な高圧的威圧的な上司であると雰囲気からみてとれる。動画内にはミセヂとアアケバも映っている。ミセヂはとっさに席を外している、急に慌てて逃げるようにどこかに電話をする振りをしてカメラ撮影を恐れている、その動きは何者かに追われて逃げるかのような挙動不審さが見て取れ

やることではない。〔甲42-A〕

平成30年11月26日や12月3日の一件はミセヂの精神病質の部分が現れた結果である。普段はなにも問題ない人が急変し他者に対し攻撃的になる性質は精神病質，サイコパスと呼ばれる。ミセヂ，アアケバは精神科や心療内科を受診すべきである。これは彼らを雇っている院長メリユミヂウセコの責任である。以下に挙げた精神病質についての概要であるが，ミセヂ タマカの性質，性格の悪さそのものであるし，精神疾患の可能性が高いと思料する。

【補足説明】

サイコパスとは精神病質（その人格のために本人や社会が悩む，正常とされる人格から逸脱したもの）である人。

精神病質 せいしんびょうしつ psychopathy; psychopathic personality
精神病ではないが，正常との中間状態をいう。あるいは人格の正常からの変異，逸脱をいう。

疾病による人格変化は含まれない。ドイツの精神医学者，K. シュナイダー（1887～1967）は，人格の平均基準からの逸脱を異常人格と規定し，そのなかで「その人格の異常性のためにみずから悩むか，または社会が悩む」場合を精神病質と呼んだ。理論的にはこのような概念を想定することも可能であるが，実際の臨床場面では，診断ないし理解の困難な症例に安易にこの概念を用いる傾向もある。治療は精神療法ないし再教育が主となるが，その効果については悲観説と楽観説がある。いずれにせよ，精神病質なるものの概念の乱用は慎まなければならない。

(出典 ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典)

犯罪心理学者のロバート・D・ヘアは以下のように定義している。

良心が異常に欠如している。

他者に冷淡で共感しない。

慢性的に平然と嘘をつく。

行動に対する責任が全く取れない。

罪悪感が皆無。

自尊心が過大で自己中心的。

口が達者で表面は魅力的。(ミセヂはウタエ市内にある人間の病院「■■■■
■■■内科・泌尿器科」にて講演していた。)

中野信子により以下のような具体的な特徴が挙げられている。

「良心の欠如」「表面的な愛想の良さ」「言葉の巧みさ」「節操のなさ」
「長期的な人間関係の欠如」という特徴がある。

ありえないようなウソをつき、常人には考えられない不正を働いても、平然としている。ウソが完全に暴かれ、衆目に晒されても、全く恥じるぶりさえ見せず、堂々としている。それどころか、「自分は不当に非難れている被害者」「悲劇の渦中にあるヒロイン」であるかのように振るいさえする。外見は魅力的で社交的。トークやプレゼンテーションも立て板に水で、抜群に面白い。だが、関わった人はみな騙され、不幸のどん底に突き落とされる。性的に奔放であるため、色恋沙汰のトラブルも絶えな

い。長期的なビジョンを持つことが困難なので、発言に責任を取ることができない。過去に語った内容とまるで違うことを平気で主張する。矛盾を指摘されても「断じてそんなことは言っていません」と、涼しい顔で言い張る。経歴を詐称する。残虐な殺人や悪辣な詐欺事件をおかしたにもかかわらず、まったく反省の色を見せない。そればかりか、自己の正当性を主張する手記などを世間に公表する。ネット上で「荒らし」行為をよくする。愛情の細やかな人の良心をくすぐり、餌食にしていく。自己犠牲を美德としている人ほどサイコパスに目をつけられやすい。脳の一部の領域の活動・反応が著しく低く「不安や恐怖を感じにくい」「モラルを感じない」「痛々しい画像を見ても反応しない」などの特徴がある。

他者への共感は欠如しているが、国語の試験問題を解くかのように、相手の目から感情を読み取るのは得意である。しかし他人の恐怖や悲しみを察する能力には欠ける。都会を好む、都会と相性がいい。

(精神病質：ウィキペディアより)

また被告病院のブログについて以前は医療情報やスタッフの日常など多数掲載していたのに近年はトリミングの記事オンリーになっている、医療情報を発信しなくなったのは自信のなさの表れであり、スタッフの日常を発信しなくなったのは被告病院内の人間関係が悪いからである。トリミングサロンが少ないウタエ市においてトリミング写真ばかりを掲載することは商売に直結しやすいからである。

また、被告病院のホームページのスタッフ紹介とスケジュール表に勤務医

の記載ミス，虚偽記載の実態がある。スタッフ紹介には■■■■が記載されているが，スケジュール表には一切記載がない，この■■はキヲシク市の本院の主たる勤務医なので被告病院では勤務していないので明らかに虚偽記載である。さらにスタッフ紹介に記載がない■■■■がスケジュール表には記載があり，スタッフ表示の杜撰さがある。[甲42-A~C] また被告病院のスケジュール表には令和三年五月二十一日ごろまでミセヂ タマカの以降の予定が一切空白になっていた。しかし五月二十一日ごろミセヂ タマカの以降の予定が記載され，代わりにアアケバ ヒレメリが■■週間おきの出勤という予定に変わった。ほぼ毎日出勤していたアアケバ ヒレメリの欠勤は珍しいことであるが，本院との兼務になった模様である。

アアケバは獣医になり今年で■■年目である，■■年前から二年間は本院に勤務しており，その後被告病院に勤務となった。今年6月からは■■週間おきに本院と分院である被告病院の勤務となるが，本院のホームページの勤務表には勤務実態がないのに■■年間も勤務表に虚偽の記載があった。

そんな雰囲気から被告病院全体が円滑に稼働していないように見える。常日頃からメリユミ，ミセヂは顧客を見下し舐めており，また動物愛護の精神にも欠けている。動物を一番に考えないから®さんの事例のような 被告病院自分らの移動スケジュールの都合を優先し，手術後直にキヲシクの本院からウタエの被告病院に行くことを優先したから®さんの愛犬を死に至らしめたのである。

よって，被告病院に対し，不法行為に基づく損害賠償とラエンネック投与後愛犬の死につながったQOLの低下，愛犬の身体的な苦痛被害，後遺症

と原告が受けた精神的苦痛の慰謝料として8,727,342円、とボブの市場価値100万円と被告病院における愛犬の肝機能の治療代金272,658円返還の計10,000,000円及び訴状送達の日より翌日より民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。〔甲57〕

(3) 損害賠償請求額の根拠

愛犬の人生の後半、最後の部分をズタズタにされた。

愛犬は家族の中心の存在であり、原告以外の家族や親戚、近所や通りすがりの知らない人らにも可愛がられた家族のシンボルでありかけがえのない存在である。愛犬は我が子を超えた、犬という枠を超え、人間同様の一家族という存在である。私にとっては人間の一家族を超えた家族以上の存在である。生後から死去するまでノートに愛犬の一日の出来事を記入し、乳歯が抜けたらそれを貼り付け、体重は毎日欠かさず計測し、愛犬にかかった一連の費用の領収書等はすべて保存してある。例えば亡くなった人間の15才の子について産後から死去するまでその成長や体重までも親が記録することがあるだろうか？おそらく皆無だろう、よって私にとって愛犬は人間以上のかけがえのない存在であると言える。

毎日愛犬が好むお腹周りをさすったり、櫛をかけたりにしていた。

寝る場所は原告と同じベッドであった。

原告は愛犬の死後に■■■を■■■た。愛犬の遺骨と毛をガラスでできたアクセサリーの中に入れ肌身離さず持っている。写真や動画は大量にあり、毎日見ている。愛犬の絵を描き、ぬいぐるみやフィギュアを繰り返し何個も制作し続けている。家の全ての部屋や車、服にも愛犬の写真やデザイン

したものを飾っている。

毎朝晩には欠かさず線香を点け墓前の前で手を合わせている。金銭的な価値は100万円であるが、愛犬は原告にとっては値段がつけられないほどの犬である。心の支えになってきた犬である。

被告病院により家族の皆が苦しんだ。先に述べたようにつまり愛犬と原告は一体であり、被告病院により愛犬が傷を負った被害、原告が暴言や受けたハラスメント被害も一体である。

被告病院により原告はPTSD、自律神経失調症のような症状になり、ミセヂ タマカやその他スタッフに対する憎しみの気持ちは決して消えない。

愛犬がいない今、原告は重度のペットロスである、人間の身内や近親者が亡くなるよりも悲しい、原告が被告病院を選択してしまったことを非常に悔いている、愛犬に申し訳ない気持ちでいっぱいである。新たに動物を飼う気持ちはない。

今回の裁判の争点は愛犬が一番の被害者であり、愛犬の肉体、精神が傷ついたことにより原告の私の精神的苦痛を受けたことが第一、そして被告により暴言を吐かれたことでさらに私が精神的苦痛を受けた。その慰謝料の損害賠償を求めるという裁判である。

被害総額の根拠と事実整理は以下となる。[甲58]

(5) 損害賠償請求額が適正な額であること

犬の権利の向上において、世界的にみてペットの権利は人に近づいでいる。法律上、厳密に言えばペットとソファや車は物であり、その間に違いはない。しかし、犬ほか動物は心や知覚、精神がある動物であり物では

ない。アニマルライツ（動物の権利）やアニマルウェルフェア（動物福祉）の動きが高まっている。アニマルウェルフェア（動物福祉）とは苦痛を感じる能力があること（そのための感覚器官や神経組織，脳を備える）をはじめとして，感情を持つこと，知覚，記憶，未来の感覚があることなどを基準に，そのような動物にはなるべく自然のままに生きる権利や，人間に危害を加えられない権利があり，人間はそれらの権利を守る義務があるという考え方である。

日本でも農林水産省のホームページにアニマルウェルフェアのページがあり，令和二年2月19日，動物福祉（アニマルウェルフェア）を考える議員連盟が，超党派（与野党無所属含め）で設立されている。議員たちが「動物愛護法」改正や「動物福祉法」の制定に動き出している。令和元年6月1日に動物愛護管理法「動物の愛護及び管理に関する法律」の罰則規定が引き上げられた。

今後は，みだりに殺傷した場合の罰則の上限が，懲役5年または罰金500万円（以前は懲役2年または罰金200万円），虐待や遺棄をした場合の罰則が，懲役1年または罰金100万円（以前は罰金100万円）になる。＜改正法第44条第1～第3項参照＞

2. 5倍重く，懲役刑も付加されているので，現在はその違反している行為に対して従前の判例に照らし合わせた判決の2. 5倍以上の判決になることは当然である。

こうした世の中の流れに反対する人間はまずいない。いるとすれば犬猫たち動物が人間同様の扱いをされ医療過誤裁判を恐れる一部悪質な獣医師たちや動物虐待を趣味にしている者くらいのものである。

通常，犬猫の医療過誤裁判では飼い主にとっては人間と同様なのに被害損

害額が低く出る。しかし現在の時代ではペットは人間同様の扱いをされるべきである。また罰則が以前よりも重くなっており，過去の判例よりも重くなるのは当然である。

本件訴訟は私は愛犬と私だけのための提訴ではないと思っており，大室山で出会った老人の方，㊦さん，㊧さん他口コミ投稿で被害を訴えられた方々，膿を取っていないと怒鳴りこんできた方，その他被告病院による多くの被害者様のために，また全国の動物愛護の機運，適正な動物医療の啓発，世の獣医師の見直しのために本提訴は意味があると思っている。

よって損害賠償請求額10,000,000円を下回ることはない。

被告病院当事者の行いは極めて残酷であり，非道である。このことも裁判官には汲み取っていただきたい。ペットロス症候群，ペットを失うと心身に様々な症状をもたらす，原告は現在もペットロス症候群である。

原告は愛する愛犬を最期は穏やかに眠るように苦しまず緩やかに送ってあげたかった。しかし被告病院によりそうはならず，惨い最後になってしまった。

今，天国にいる「愛犬がどう思うか？」を考えることがある。被告病院により被害を受けた他の犬猫も同様に思うことは「良いお医者さんだけがいる世界」だと思う。被告病院獣医師含め同様の酷い獣医師や酷い病院が無い世界を求めていると思う。

現在生きている犬猫，今後将来産まれてくる犬猫のためにも今裁判の判例を後世に残すことが第一目的となる。それが動物に関する法律の厳罰化法改正につながり，良い獣医師のみ残し悪い獣医師を排除するきっかけになるからである。

(6) 謝罪文について

被告は病院単体であるが，被告当事者七名全員がそれぞれ原告に対し，A4用紙に12ポイントの明朝体活字1200字前後，1150字から1250字で作成した謝罪文当事者計七名分計七通を交付せよ。

以下のように四部分に分け，自分が発する言葉で書き，署名・捺印をして交付せよ。

第一部 謝罪

第二部 原因分析

第三部 再発防止策

第四部 改めて謝罪

謝罪文の内容について原告が不服の場合は，書き直し再交付を要求する。

証拠方法

- 1 甲1号証ないし甲59号証（証拠説明書に記載）

附属書類

- | | |
|------------------|-----|
| 1 訴状副本 | 1通 |
| 2 甲1ないし甲59号証（写し） | 各1通 |
| 3 証拠説明書 | 1通 |